

令和2年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：令和2年10月22日(木)

午後2時から

場所：役場庁舎1階大ホール

1 開会

2 町長挨拶

3 議題

- 1) 瑞穂町の施策について
- 2) 教育委員会の施策について
- 3) その他

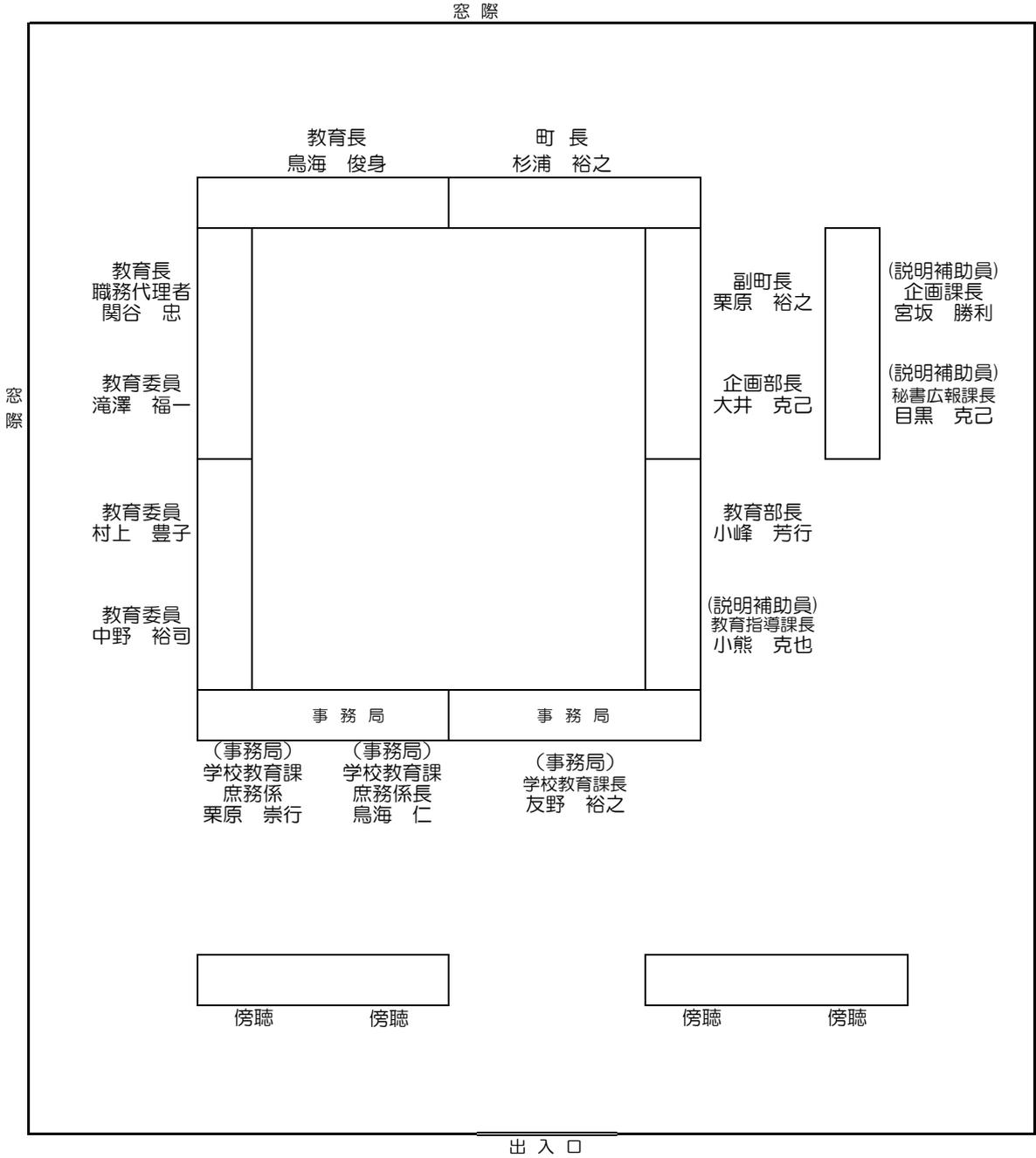
①瑞穂町の教育に関する大綱について

4 閉会

【机上配布資料】

- 令和2年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第
- 令和2年度 第1回瑞穂町総合教育会議 席次
- 資料1-1 第5次瑞穂町長期総合計画策定について
- 資料1-2 第5次瑞穂町長期総合計画原案【序論・基本構想】
- 資料2 瑞穂町公共交通会議実施状況資料
- 資料3 新型コロナウイルス感染症に関する町の事業について
- 資料4 いじめ防止対策等について
- 資料5 放課後学習「学びのテーマパーク」について
- 資料6 生涯学習推進計画の第2次計画の策定について
- 資料7 瑞穂町の教育に関する大綱（平成28年4月策定）

令和2年度 第1回総合教育会議 席次
庁舎1階大ホール



第5次瑞穂町長期総合計画策定について

1 長期総合計画審議会	
<p>瑞穂町長期総合計画審議会条例に基づき、会長 清水浩昭氏、副会長 関谷忠氏とする計18名で構成する審議会にて9回の会議を開催し、基本構想について審議・答申をいただきました。</p> <p>(1) 第1回審議会 令和元年 9月30日(月) 町長から会長へ諮問 (2) 第2回審議会 11月20日(水) (3) 第3回審議会 令和2年 1月29日(水) (4) 第4回審議会 2月27日(木) 3・4・5月は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会議を中止 (5) 第5回審議会 6月 9日(火) (6) 第6回審議会 6月30日(火) (7) 第7回審議会 7月 9日(木) (8) 第8回審議会 8月12日(水) (9) 第9回審議会 9月16日(水) 9月30日(水) 会長から町長へ答申</p>	
2 意見聴取等	
<p>(1) 住民意識調査 期間 令和元年8月28日(水)～9月9日(月) 対象 町内在住の18歳以上の住民 3,000名 回収数 1,346票(回収率44.9%) うちインターネット回答 172票</p> <p>(2) 「瑞穂の未来を話そう！」懇談会 期間 令和元年11月27日(水)～12月5日(木)にかけて4会場 参加者 延べ60名</p> <p>(3) みずほ小・中学生議会に向けて各学校へ出張授業及び本番 授業 令和元年 8月29日(木)～11月8日(金)にかけて全学校 本番 令和2年 1月26日(日) 各校代表の14名が質問</p> <p>(4) その他意見聴取等 ・各種委員アンケート 139名中 94名回答(回収率67.6%) ・町内事業所アンケート 164社中 34社回答(回収率20.7%) ・職員意向調査 218名中 214名回答(回収率98.1%) ・まちづくりへの提案 7名 39件の提案</p>	
3 策定作業	
<p>策定委員会 委員長：町長 理事者及び部長職で構成 基本構想案及び基本計画案を策定します。</p> <p>(1) 第1回審議会 平成31年 4月26日(金) (2) 第2回審議会 令和 元年 8月 1日(木) (3) 第3回審議会 令和 2年 2月 3日(月) (4) 第4回審議会 3月23日(月)</p>	

(5) 第5回審議会 7月 7日 (火)

(6) 第6回審議会 9月18日 (金)

策定委員会専門部会 各専門部会長：各部長 部長職、課長職、係長職で構成
行財政部会、住民部会、福祉部会、都市整備部会、教育部会に分かれ、基本構想案
及び基本計画案の調査研究を行います。

(1) 第1回専門部会 令和元年 7月 3日 (水) 全体会

(2) 第2回専門部会 令和2年 1月27日 (月) 30日 (木) 合同会議

(3) 第3回専門部会 2月12日 (水) 全体会

(4) 第4回専門部会 3月17日 (火) 全体会

(5) 第5回専門部会 9月28日 (月) 29日 (火) 30日 (水)

4 基本構想(案)の構成

基本構想(案)の構成は以下のとおりです。(資料1-2参照)

第5次瑞穂町長期総合計画 序論・基本構想(案)

－序論－

- 1 瑞穂町長期総合計画とは
- 2 第5次長期総合計画の構成と計画期間
- 3 第5次長期総合計画策定にあたっての課題

－基本構想－

- 1 第5次長期総合計画の特徴
- 2 将来都市像
- 3 将来フレーム(人口・財政)
- 4 重視すべき視点

まちづくりの根底に流れる姿勢

－まちづくりの基本目標－(基本計画の施策の大綱)

－参考資料－

- 1 瑞穂町の概況
- 2 瑞穂町長期総合計画の展開

5 今後のスケジュール(予定)

(1) 長期総合計画基本計画(案)に対する議員意見徴取(令和2年10月)

(2) 長期総合計画基本構想(案)・基本計画(案)の公表と意見聴取(令和2年10月)

(3) 長期総合計画基本構想(案)・基本計画(案)の議会への提案(令和2年12月)

(4) 総合計画書製本(令和3年3月)

第5次瑞穂町長期総合計画原案

序論・基本構想

—序論—

- 1 瑞穂町長期総合計画とは
- 2 第5次長期総合計画の構成と計画期間
- 3 第5次長期総合計画策定にあたっての課題

—基本構想—

- 1 第5次長期総合計画の特徴
- 2 将来都市像
- 3 将来フレーム（人口・財政）
- 4 重視すべき視点

まちづくりの根底に流れる姿勢

—まちづくりの基本目標—（基本計画に掲載予定）

—参考資料—（巻末に掲載予定）

- 1 瑞穂町の概況
- 2 瑞穂町長期総合計画の展開

目次

—序論—

- 1 瑞穂町長期総合計画とは 3
- 2 第5次長期総合計画の構成と計画期間 4
- 3 第5次長期総合計画策定にあたっての課題 7

—基本構想—

- 1 第5次長期総合計画の特徴 15
- 2 将来都市像 17
- 3 将来フレーム（人口・財政） 20
- 4 重視すべき視点 22
- まちづくりの根底に流れる姿勢 23

—まちづくりの基本目標—（基本計画に掲載予定）

—参考資料—（巻末に掲載予定）

- 1 瑞穂町の概況 35
- 2 瑞穂町長期総合計画の展開 39

—序論—

1 瑞穂町長期総合計画とは

総合計画は、地方自治体におけるすべての計画の基本となり、まちづくりを推進するための計画です。瑞穂町では、昭和 53（1978）年に最初の総合計画となる「瑞穂町まちづくり総合計画（第 1 次長期総合計画）」に始まり、平成 3（1991）年に「瑞穂町長期総合計画（第 2 次）」、平成 13（2001）年に「瑞穂町長期総合計画（第 3 次）」、平成 23（2011）年に「第 4 次瑞穂町長期総合計画」を策定し、このたび令和 3 年を初年度とする第 5 次の総合計画を策定しました。

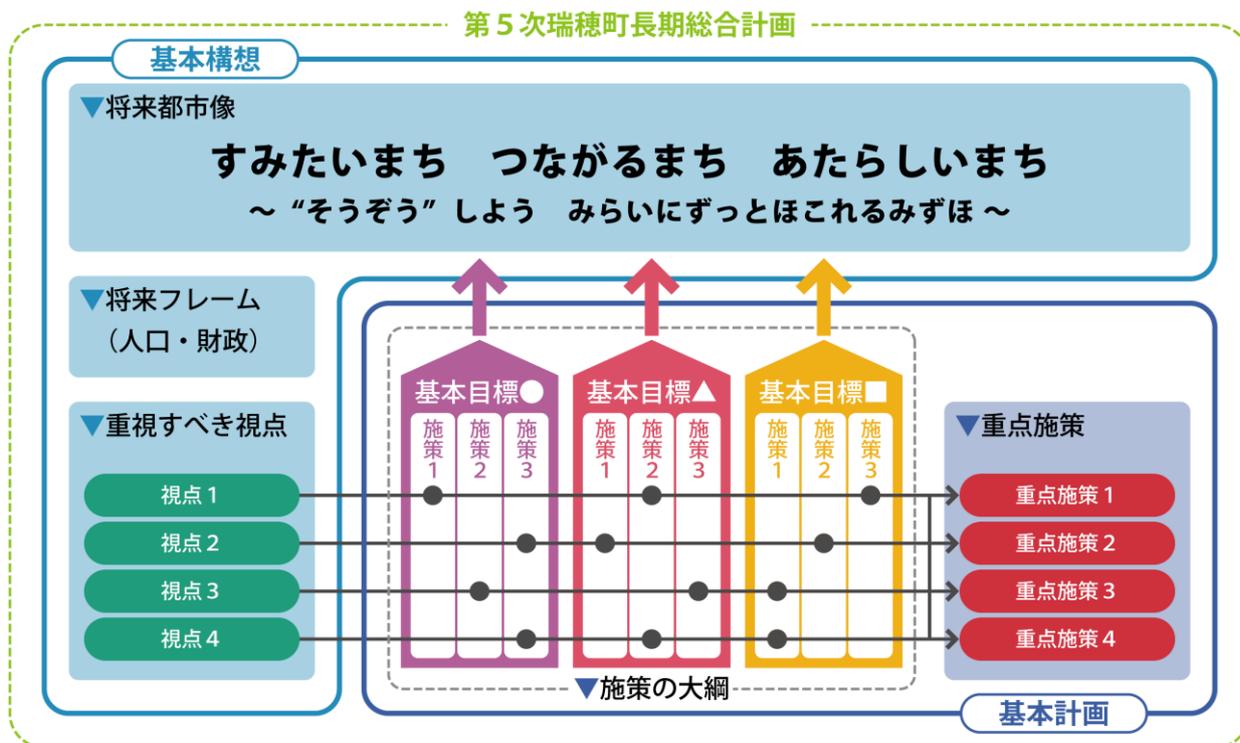
第 5 次瑞穂町長期総合計画は、社会経済情勢の動向や住民、各種団体の意向をふまえ、あらたなまちづくりの意思を明確にするため、令和 12 年を目標年度とする町政運営の指針を示したものです。

2 第5次長期総合計画の構成と計画期間

1) 計画の構成

第5次瑞穂町長期総合計画は、今後10年間のまちづくりの骨格を示す「基本構想」と、瑞穂町が取り組む具体的な施策を示す「基本計画」で構成されます。基本構想と基本計画の関係（イメージ）は下図のようになっています。

■ 基本構想と基本計画の関係（イメージ）



○**基本構想**：瑞穂町がめざす将来都市像や方向性を示す行政運営の指針です。

○**基本計画**：基本構想における将来都市像を実現するために、計画期間中の現状と課題をふまえた上で、町が取り組む施策及び基本的方向を示します。

▼**将来都市像**：目標年次における瑞穂町のめざす姿を示します。

▼**将来フレーム**：瑞穂町の人口・財政の展望を示します。

▼**重視すべき視点**：施策に取り組む際に配慮すべき分野横断的な視点を示します。

▼**施策の大綱**：具体的な施策を分野ごとに示します。

▼**重点施策**：重視すべき視点に対応する施策として、重点的・優先的に取り組むものを示します。

2) 分野別計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連

(1) 分野別計画

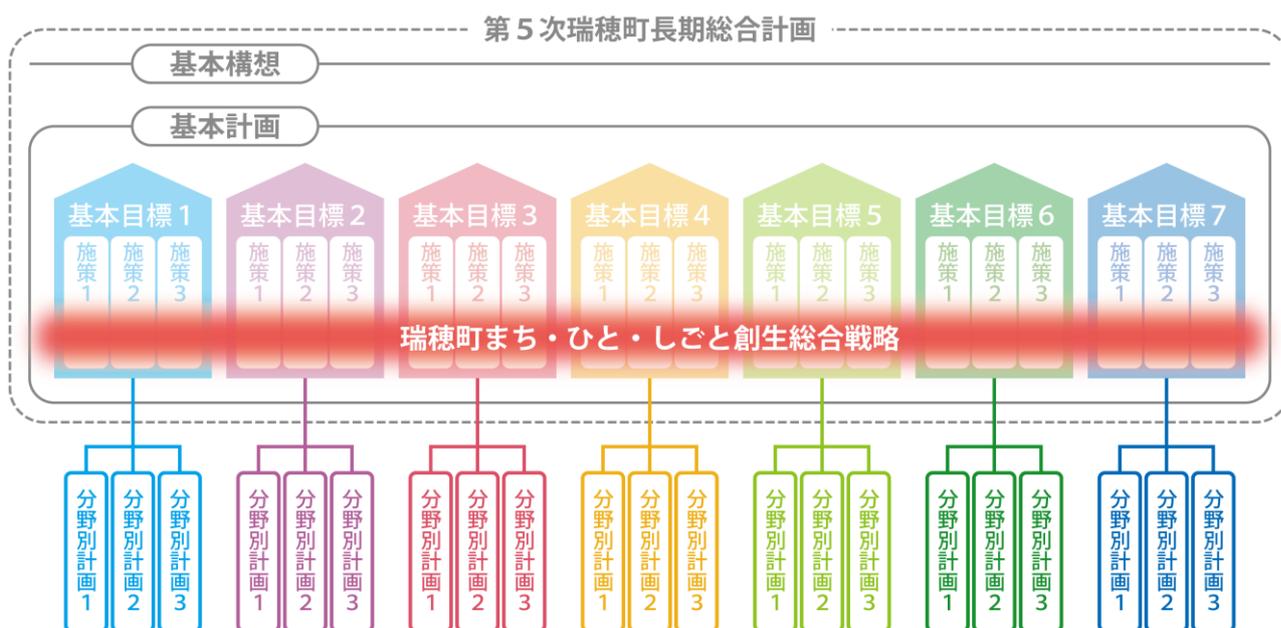
様々な行政分野において策定する分野別計画は、基本構想に示す将来都市像、及びこれを実現するための基本計画で示す施策にもとづき、施策間の調整をはかりつつ策定するものとします。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 (2015) 年度に策定した「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が令和 2 (2020) 年度をもって計画期間の終了を迎えることに伴い、総合戦略の人口減少を克服し、活力ある地域社会を維持するという方向性は長期総合計画と同一のものであることから、第 5 次瑞穂町長期総合計画と総合戦略を一体的に策定することとしました。

総合戦略の理念等は長期総合計画の体系の一部として扱い、その施策については、基本計画に含まれているものとします。

■ 第 5 次長期総合計画と分野別計画の関係 (イメージ)



3) 計画期間

この計画は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間の計画期間とします。社会情勢の変化などをふまえて、前期5年間の終了時点で見直しを行います。

■ 基本構想と基本計画の期間



3 第5次長期総合計画策定にあたっての課題

1) 第4次長期総合計画の評価と課題

(1) 施策評価

令和元（2019）年度に実施した住民意識調査の結果をふまえ、第4次長期総合計画後期基本計画の施策の評価を行いました。結果として重要度が平均より高く満足度が平均より低い分野が2つありました。それは、まちづくりの方針で示すと“安全に安心して暮らせるまち”と“便利で快適に暮らせるまち”でした。

“安全に安心して暮らせるまち”では、「基地対策（生活環境の保全）」、「防犯環境の充実」が評価の低い施策内容となっていますが、基地については、騒音対策が大きな課題となっています。また、「防犯環境の充実」では、瑞穂町を管轄区域とする福生警察署管内での刑法犯罪認知件数は、平成25（2013）年の2,651件から平成30（2018）年の1,581件（「平成30年（2018年）警視庁の統計」／令和元（2019）年9月）、瑞穂町内での犯罪発生件数は228件（令和元年度／「数字でみる西多摩」令和2年3月）と減少しているものの、瑞穂町の人口に対してその比率は高く、引き続き防犯意識の向上等が課題となっています。

“便利で快適に暮らせるまち”では、「鉄道の充実」、「バス交通の充実」、「多摩都市モノレールの導入」、「幹線道路の整備」、及び「雨水対策の推進」が評価の低い施策内容となっています。道路・公共交通網の整備と近年の集中豪雨などによる冠水・浸水被害対策や、雨水・下水道幹線の整備が求められています。

まちづくりでは、道路交通網や雨水幹線、区画整理事業などの整備が引き続き求められています。また、公共施設の多くは老朽化を迎え、改善への財政負担は大きくなることが予想されています。さらに、多摩都市モノレールの延伸に伴う費用負担や、延伸と一体となった沿線のまちづくりなどの基盤整備に費用がかかることが想定されます。

その他の特徴的な施策として、“皆でささえ健やかに暮らせるまち”

では、「保険・医療（医療サービスの充実）」が評価の低い施策分野となっています。住民意識調査結果においても、まちの将来像についての設問では、「病院や診療所などの医療体制が整ったまち」の回答割合が高い傾向でした。安心して暮らせるために医療に関する対策が求められています。

（２）課題

私たちを取り巻く社会は、経済、テクノロジー、気候変動、人口構造という、４つの点において歴史的な転換点を迎えているといわれています。さらに、瑞穂町では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸が具体化に向けて動き出しています。瑞穂町は、幹線道路による広域交通の利便性が特徴ですが、それに加えて、今後は交通の結節点として、モノレールの特性を活かしたまちづくりを行う必要があり、町の施策はより一層影響を受けることとなります。

瑞穂町の産業構造は先端技術に代表される工業の比重が高く、製造品出荷額は都内３位（平成 30 年 6 月現在）、昼間人口指数は 109.9（平成 27 年国勢調査）であり、西多摩地区の産業拠点を形成しています。これは、第 1 次長期総合計画以降、住民や企業等と協力して健全なまちづくりを行ってきた結果のあらわれです。

しかし、今後、社会の不確実性と課題の複雑さが一層増していく中で、これまでの延長線上の発想では明るい未来は到底望めない状況にあります。時代の変化を見据え、瑞穂町の特性を強みに取るべき戦略を明確にし、未来への投資（地域力の強化）を行うことが重要です。

2) 地域特性を活かし転換期を乗り切る課題

（１）豊かな交流人口※¹を抱える町の特性を活かす

瑞穂町での就業者は多い傾向であり、また、野山北・六道山公園やさやま花多来里の郷など狭山丘陵の自然環境や景観が残され、年間を通じてハイキングなどの来訪者も多く、郷土資料館や商業施設など、交流人口が多く集まる町となっています。しかし、外部からの交流人

口がとどまる場は多いとは言えず、また、町内の公共交通の利便性の向上や、公共交通を使用したハブ^{※2}駅を有する立川市へのアクセスが求められています。

瑞穂町への多摩都市モノレールの延伸は人の流れを大きく変える契機であり、都市構造を組み替えるほどの影響を与えます。そのため、交通の利便性のみでなく、交通の結節点として近隣から人々が集まり交流する魅力的なまちづくりが必要です。瑞穂町の広域交通の利便性とあわせて、都市計画マスタープランの見直しの中で、新たな市街地形成を明確にしておくことが必要です。

※1 その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客などをいう。

※2 人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。(交通結節点)

(2) 人口減少・人口構造の変化への対応

① 本格的な人口減少と超高齢社会の到来

瑞穂町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成17(2005)年の33,691人をピークに概ね33,400人強の横ばい傾向にあったのが、令和2(2020)年以降減少傾向が顕著になり、令和27年(2045)年には約26,800人と2割減になると予測されています。令和2(2020)年と令和27年(2045)年では、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)は3割減、老年人口(65歳以上)は1割増となり、人口の約4割を占めると予測されています。

② 人口構造や世帯の変化による影響

生産年齢人口の減少は産業分野にとどまらず社会全般に人材不足を引き起こすと考えられます。それを解消するため、外国人労働者の増加や、多様な分野でのAI^{※3}やIoT^{※4}の普及が一層広がり、多様な業務形態が可能になると予測されます。

瑞穂町については、近年の国勢調査(第13-2表及び年齢別人口の比較)の分析では、子育て世帯の転入増の傾向が見受けられます。子育てしやすい環境や豊富な自然環境を活かすとともに、若い世代の自らの思いが叶う地域づくりが可能な選ばれるまちづくりを行うことが

一層重要になると考えられます。

※3 人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラム等のこと。

※4 モノのインターネット（Internet of Things）の略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

（3）新技術による地域経済の再生

① 新産業の芽を育てる

世界中でAI、IoT、ビッグデータ^{※5}等の新技術が普及し、5G^{※6}といわれる社会が現実になります。近い将来、労働者の半数以上は経験したことの無い仕事に就くと予測され、新しい発想を持った人々の創業・起業支援など、新たな産業の芽を育てることが地域経済の振興施策には重要になると考えられます。

② 情報技術を活用した商取引の拡大

多様な取引形態やキャッシュレス化、インターネットによる買い物が主流を占める時代になりつつあります。購買傾向は聞いた話、いわゆる口コミなどに左右され、個別商店等は改めて対面販売の有効性をどのように活かすか、消費者を待つ方法から消費者の方に出向く方法などの新たな取組が求められます。

※5 膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、カーナビゲーションシステムの走行記録など、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大だけでなく、非定型でリアルタイムに増加・変化するという特徴がある。

※6 第五世代移動通信システム。第四世代移動通信システム（4G）の通信速度をより高めた次世代の移動通信システム。あらゆる物をインターネットに接続させるIoT（モノのインターネット）の普及において不可欠な技術とされている。

3）つなぎ・つなげる戦略の重要性

（1）つなげる視点

瑞穂町は、伝統文化・お祭りなどを通じた住民それぞれの思いや、専門的知識などをもつ豊富な人材が多く存在します。様々な意見聴取

の分析結果から、その人々がつながり醸成する場の充実と、そのような参加の機会を広げていくことが重要であると考えられます。それと同時に、緩やかにつながる関係を基礎とした新たな地域マネジメントの構築など、古き良き場を未来につなげていかなければなりません。さらに、人々の行動様式については、町内外を問わず、個人的に多様なつながりを持つ活動が一般化しつつあります。町内には多様な知識・能力などを持った魅力ある人材が多数いるにもかかわらず、つながりが不十分であるということが共通の認識となっていました。コミュニティ施策については、現在の地縁型組織を重視することから、ネットワークを基本としたさらなる協働によるまちづくりへの発展が必要です。また同時に、人と人々が緩やかにつながることのできる居場所づくりも重要です。

「つながる」という視点を持つことにより、人と人のみでなく、町内会や団体、企業などあらゆる組織がつながることで、まちづくりにかかわる誇りが生まれ、お互いにささえ合うことができます。そして、そこから相乗効果により生み出される新たな付加価値が瑞穂町のこれからのまちづくりには大切です。

（２）多文化理解、共生社会の構築

社会の働き手である生産年齢人口の減少は、社会の様々な分野で人材不足を引き起し、その解消のため、外国人の力に頼らないと社会が十分に維持できなくなることが想定されます。東京都の試算（「未来の東京」戦略ビジョン／令和元（2019）年12月）では、現状のペースで外国人が増加し続ければ、令和22年には125万人に、10人に1人が外国人になるといわれています。

外国人一人ひとりの人権が尊重される地域社会をつくることは、地域の活力を維持するためにも重要な課題となります。瑞穂町では、横田基地の存在により、外国人居住者との長い歴史があります。今後、住民とともに多文化理解、共生社会をどのように構築していくか大きな課題です。

(3) 人生 100 年時代^{※7}に輝く姿

日本は健康寿命が世界一と言われている長寿社会を迎えています。瑞穂町の平均寿命は、男女ともに東京都平均と比べて低い状況であり、平均寿命や 65 歳健康寿命^{※8}を延ばす取組の強化が求められています。

※7 健康寿命が高齢化し、個人が平均的に 100 歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。ロンドン・ビジネススクールの教授リンダ・グラットンが著書「100-year-life (邦題：ライフ・シフト 100 年時代の人生戦略)」で人生 100 年時代における社会生活や労働形態の在り方について鋭い分析を行い、その概念の認知を大きく広げた。

※8 65 歳健康寿命 (東京保健所長会方式) とは、65 歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すものをいう。

(4) 個人化する社会

東京都の試算 (「未来の東京」戦略ビジョン/令和元 (2019) 年 12 月) では、令和 22 年に東京都全世帯の半分が一人暮らし (単独世帯) と予測され、瑞穂町においても同様の傾向を示すことが想定されます。また、近年の家族のあり方は、核家族化が定着し、自分らしく生きたいという個人的価値に重点を置く関係へと変化しつつあり、その傾向を一層強めることが想定されます。家族の変容や単独世帯の増大などに対応した、さらなるきめ細やかな行政サービスが求められます。

4) あらゆる災害に対応する危機管理の課題

令和 2 (2021) 年には、新型コロナウイルスが世界的に流行し、日本においても大きな被害がもたらされました。目に見えないウイルスや細菌による感染症対策、また、地球温暖化による記録的な集中豪雨や台風被害、マグニチュード 7 クラスの首都直下地震の対策など、あらゆる脅威が予測されるなか、減災のまちづくりに向けて、総合的な危機管理対策が求められています。瑞穂町では、安全に安心して住むことができるまちを実現するために、住民、地域及び瑞穂町が一体となって防災と減災の対策に取り組まなければなりません。また、横田基地との関係もふまえた広域的な視点からの防災対策も重要となっています。

—基本構想—

1 第5次長期総合計画の特徴

1) 町を取り巻く状況

瑞穂町を取り巻く状況は、①超少子高齢社会の進展によって、総人口だけでなく、生産年齢人口の減少が顕著となること、②地域経済が海外の経済・社会状況とより密接にかかわってきていること、③身近な生活や産業活動において新技術の活用がすすんでいくこと（産業革新）、④首都直下型地震の脅威や気候変動がもたらす影響が深刻さを増していること、という4つの転換点にあります。さらに瑞穂町では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸に向け、東京都が調査設計等に取り組むなど、大きな一歩が踏み出されています。多摩都市モノレールの延伸は、人の流れ、物の流れに変化が起こる、瑞穂町にとっては大きな転換点となります。

このような状況下で、過去に蓄積させた成果と瑞穂町の強み・弱みを見極め、従来の発想の延長線上ではない、新しい時代を切りひらくための新たな視点から第5次長期総合計画を策定します。

2) 計画の視点

第5次長期総合計画の基本構想は、『超少子高齢社会の進展による人口減少・生産年齢人口の減少や、風水害や感染症などの過去に経験したことのない出来事により、社会生活をささえるための人的、財政的な資源が不足してくること。』、『社会環境の変化に対し、地域課題の発見を行政だけで行うことは困難になりつつあること。また、課題を発見したとしても、これらを解決する技術や知識を行政だけでは十分に有していないこと。』、『住民、企業・団体、行政が連携を深め、それぞれが当事者意識をもって課題をとらえ、自主的・自立的に解決すること。』といった視点を捉えたものとします。また、第4次長期総合計画にも含まれていた住民、企業・団体、行政の参画と協働による町政運営をさらにすすめていきます。

今までと変わらない瑞穂、例えば、狭山丘陵の豊かな緑、田園農地、残堀川や狭山池など水辺環境の良さは、住民の誰もが認識している、後世に残すべき「まちの財産」です。こういった瑞穂町の良さを行政にたずさわる者だけでなく、住民が再認識して地域にかかわるとともに、身近な課題解決に向け、誰もが当事者意識を持つ新たな“みずほ”をめざします。

基本構想では、老年人口がピークを迎える20年先を見通して、瑞穂町が抱える課題を、住民、企業・団体、行政の総合力で解決するための10年間の基本的な考え方を示しています。基本構想で、分野別のまちづくりの基本方針を示すのではなく、分野を横断した「重視すべき視点」をかかげ、重点施策を示すとともに、瑞穂町の将来像の実現に向けた施策の方向性を明らかにします。

2 将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～ “そうぞう” しよう みらいにずっとほこれるみずほ ～

- 今、私たちは、あらゆる社会生活に影響する超少子高齢社会に直面し、また、グローバル化がすすむ経済、第4次産業革命^{※1}の大きな動き、脅威的な気候変動の影響といった転換点といわれる時代を迎えています。その中であって、瑞穂町及び住民の悲願であった多摩都市モノレールの延伸計画が箱根ヶ崎方面に向けて動き出し、瑞穂町の将来をつくる変化の時代にあります。
- この計画の10年間は、私たちのまちに起こる変化のエネルギーを糧に、さらに先の時代にめざす瑞穂の姿を胸にいただき“そうぞう”（創造、想像）しながら、新たなまちの魅力を創成するとともに、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐための期間とします。

※1 18世紀の最初の産業革命から数え、4番目の産業時代のこと。IoT、ビッグデータ、AIなどの活用で、産業やビジネス、社会が大きく変化するとされている。

これから目指す瑞穂の姿

〈新たな人・物の流れを創出するまち〉

交通網の再編、人の流れ、物の流れが変わり、新たな商業環境や住環境が今までにない形を作ります。また、交通利便性の向上により、官民含めた業務機能の従来と異なった展開がみられ、瑞穂町の様々な環境が変化します。そして、環境が変化することにより、交流人口や関係人口が増加し、新しい関係性も生まれていきます。

〈持続可能なまち〉

人口減少傾向に歯止めをかけ、生活しやすく魅力的な地域社会を形成することなどにより、若い世代がいきいきと学び、働き、地域の担い手として活躍するとともに、住み続けたいと思う持続可能なまちが作り上げられます。

〈経済が循環し、新しい価値が生まれるまち〉

工業、商業、農業が相互に関連し合い、先端産業や専門人材等と連携して、地域内の経済が循環する環境が整えられています。また、技術開発、IT 投資、インキュベーション^{※2}などの広がりにより、専門知識や経験を有する人材の育成とまちづくりへの参画がすすんでいます。

※2 起業家の創出や新しいビジネスを支援するため、国や地方自治体、事業者などが経営技術・金銭・人材などを提供し、育成すること。

〈充実したときを過ごせるまち〉

テレワーク^{※3}などの多様な働き方が社会に浸透しています。その時代の中で、働く場所でありながら、心休まる落ち着いた自然環境と共存する瑞穂らしい暮らし方が実現できるなど、瑞穂町の潜在的な魅力が際立っています。

※3 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の三つに分類。

〈つながるまち〉

自然や産業、公共サービス、人材などのあらゆる資源がつながり、交流が生まれるなどの小さな関係が重なり、新たな発想や活動が生まれています。そして、町外の資源も含めてつながり合う環境やコミュニティが形成され、周辺地域にも影響が広がっています。

3 将来フレーム（人口・財政）

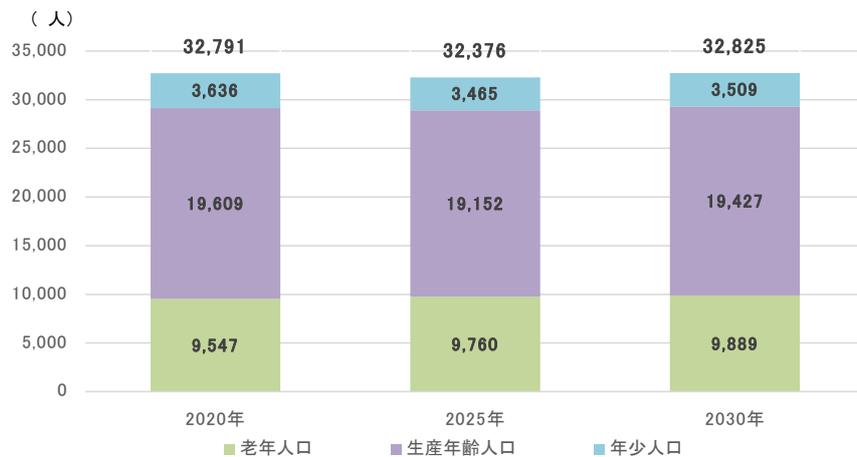
1) 人口

瑞穂町の人口は、平成 17（2005）年をピークにしばらく横ばい状況が続いていましたが、令和 2（2020）年以降は顕著な減少傾向が続くと推計されています。

しかし、今後 10 年間に於ける、土地区画整理事業の進展、多摩都市モノレール延伸にかかわる影響や子育て支援策等による人口増を見込み、令和 12 年の人口フレームを次のように想定します。

10 年後の人口：33,000 人 / 世帯数：15,700 世帯

■ 総人口及び年齢三区分別人口



■ 世帯数と世帯あたり人員



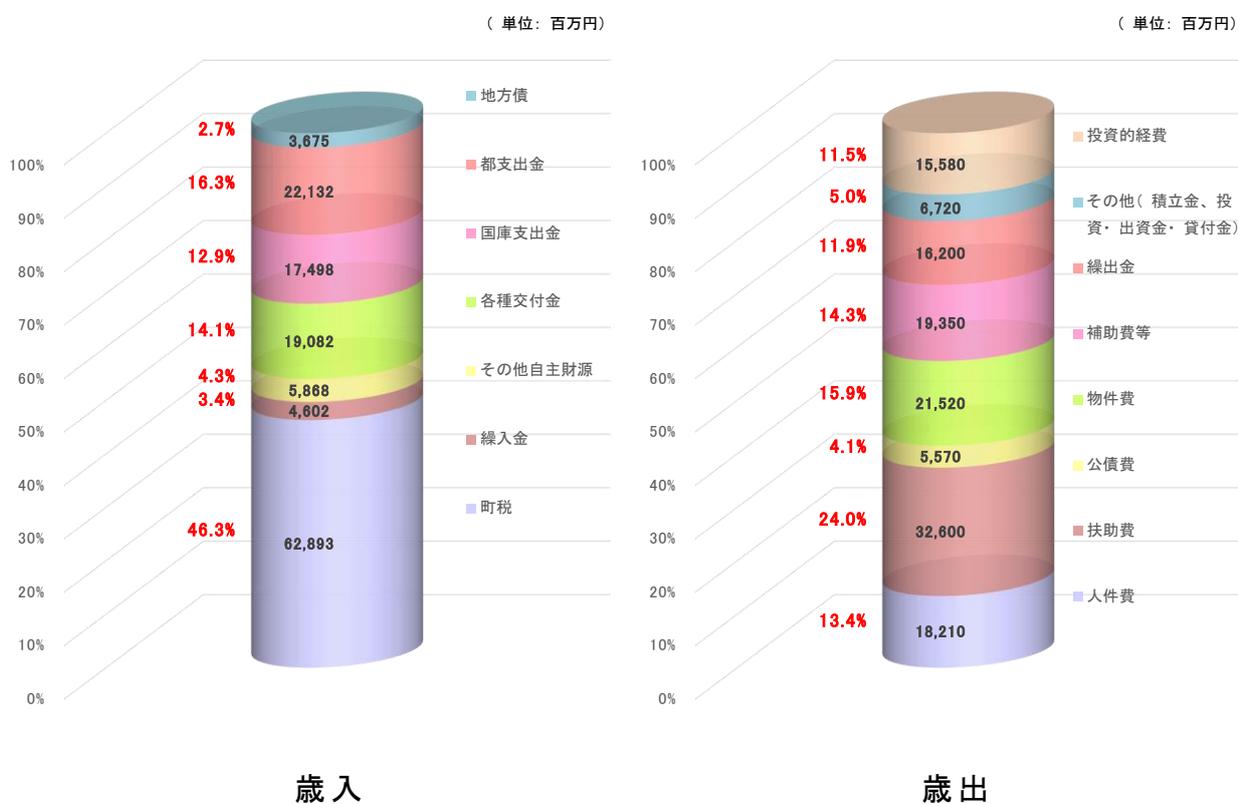
2) 財政

この長期総合計画における10年間の財政計画(※普通会計ベース)の総額は、以下のとおりです。

令和3(2021)年度から12(2030)年度までの10年間の歳入歳出予算総額

10年間の歳入歳出予算総額：1,357億5,000万円

■ 歳入歳出予算総額の内訳



※4 瑞穂町における普通会計の対象は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業会計。

4 重視すべき視点

この重視すべき視点は、将来都市像を実現する上で、基本計画の重点施策や各施策に取り組む際に配慮するとともに分野的に横断する価値観、取組の姿勢として位置づけます。

この視点は、未来志向で、住民や企業・団体とも共有すべき価値観、取組の姿勢とします。

視点 1：町の魅力を際立たせる

あらゆる世代が生活を楽しむみずほでの暮らしを思い描くことができ、また、産業や各地区における特性が発揮され、その相乗効果による魅力が浮かび上がるといった、快適に暮らせる基盤が実現するハード及びソフトの仕組みが形成されている姿をめざします。

視点 2：資源を磨き生活の質を豊かにする

今ある公共空間や地域資源をより有効に活用することに知恵を絞り、それぞれの資源の持つ機能を組み合わせたり、つなぎ合わせたりすることなどにより、住民の生活がより豊かになるとともに、相乗効果や新たな価値が生み出されている姿をめざします。

視点 3：つながる地域づくり

個人個人の感覚に合った距離感を持ちながら、困ったときにはさりげなくささえ合うことができる関係が構築されています。そして、地域でのゆるやかな人間関係が形成されている姿をめざします。

視点 4：危機に備える

首都直下地震や風水害、感染症などのこれまでの経験値では想定しづらい危機に対し、幅広い総合的な視点から危機管理対応がさらに強化され、安全に安心して暮らしている姿をめざします。

まちづくりの根底に流れる姿勢

ここに掲げる姿勢は、第4次長期総合計画で掲げられた「自立と協働」を引き継ぐもので、この精神が新たな地域力を次々と作り出し、住民が行政とともに新たな公共サービスを生み出します。

1 当事者意識を持つ

住民、企業・団体、行政など多様な主体が瑞穂町のまちづくりにかかる誇りを持ち、当事者として課題解決に向けた思いや意識を共有しましょう。

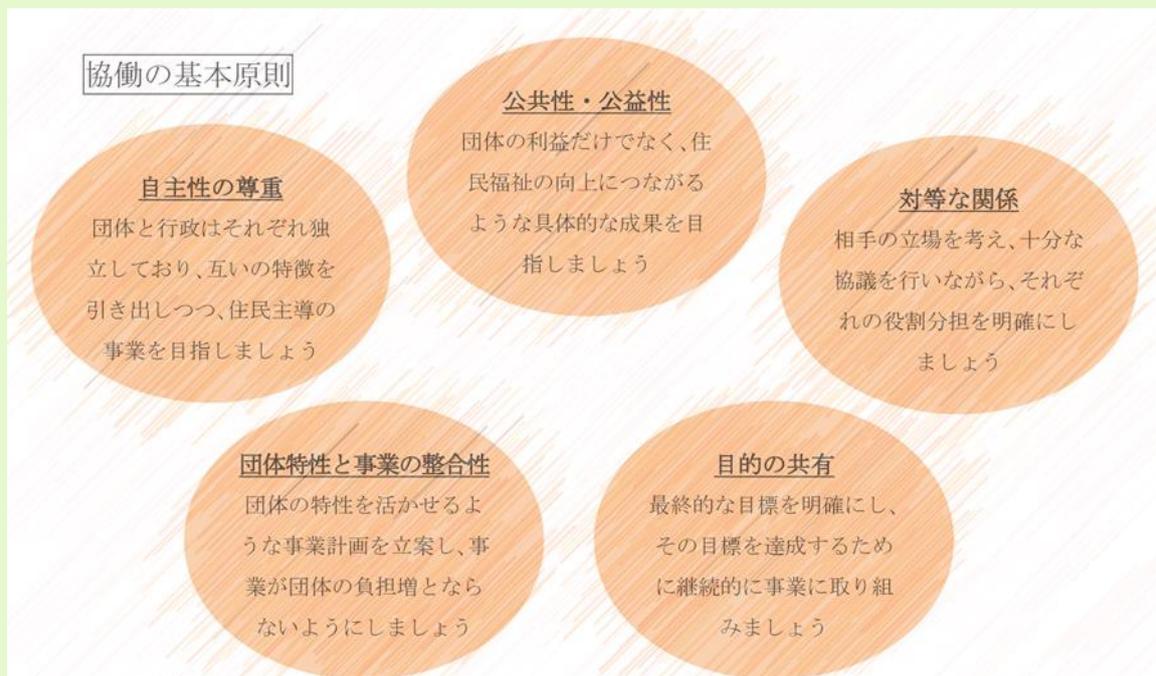
2 意識を行動に

身近な課題解決に向けて、誰もが活動の機会や出番があり、異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、成果を共有しましょう。

～瑞穂町協働宣言～

瑞穂町では平成 26 (2014) 年 10 月に「瑞穂町協働宣言」を採択し、翌平成 27 (2015) 年には住民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」が発足するとともに、協働の理念や仕組みをより多くの住民へ広めるため、協働フォーラムを開催しています。

平成 28 (2016) 年度からは住民からの協働事業を募集するとともに、協働事業の進め方を示した「瑞穂町協働のガイドライン」を平成 30 (2018) 年度に策定しました。住民と行政の協働の取組は、まだまだ道半ばです。



—まちづくりの基本目標—

基本目標 1 : 誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

中項目 1 健康づくり・スポーツ

施策 1) 健康づくりの推進

施策 2) 運動、身体的活動ではぐくむ健康な生活と地域づくり

中項目 2 疾病の予防・地域医療サービスの充実

施策 1) 疾病等の予防

施策 2) 医療サービスの充実

中項目 3 社会保険制度

施策 1) 社会保障制度の適正な運用

中項目 4 地域・生活福祉

施策 1) 地域福祉の推進

施策 2) 生活困窮世帯への支援

中項目 5 障がい者福祉

施策 1) ふれあい、支え合いの地域づくり

施策 2) 障がい者福祉を進めるための体制づくり

施策 3) 安心して暮らせる環境づくり

施策 4) 就労支援と社会参加の促進

中項目 6 高齢者福祉

施策 1) 高齢者の生きがいづくり

施策 2) 就労支援と社会参加の促進

施策 3) 安心して生活できる高齢社会

基本目標 2 : 子どもたちがのびのびと育つまち

中項目 1 子育てしやすい環境

施策 1) 子ども家庭支援センター活動の充実

施策 2) 在宅の子育て支援サービスの拡充

施策 3) 子どもと親の居場所づくり

中項目 2 保育・幼児教育の充実

施策 1) 待機児童の解消

施策 2) 保育・幼稚園の質の向上

中項目 3 支援が必要な子どもと家庭への支援

施策 1) ひとり親等の福祉の充実

施策 2) 障がいのある子どもと親への支援

施策 3) 児童虐待の防止

中項目 4 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

施策 1) 全ての児童・生徒に確かな学力を育む

施策 2) 放課後学習事業等の充実

施策 3) 不登校の改善

施策 4) 障がいのある児童・生徒の力を最大限にいかす

施策 5) 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む

中項目 5 人権尊重と社会貢献の精神の育成

施策 1) 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む
人権教育の推進

施策 2) 社会の持続的発展をけん引する力とグローバルに活躍する
人材を育成する教育の推進

中項目 6 安全な学校と信頼される教育の確立

施策 1) 学校施設の長寿命化計画の推進

施策 2) ICT 環境の計画的な整備の推進

施策 3) 安全に生活する力を育む

施策 4) 優れた教員の確保と養成

施策 5) 社会に開かれた教育課程と学校経営の推進

基本目標 3 : 生きる力と豊かなところをはぐくむまち

中項目 1 生涯学習

施策 1) 生涯学習の推進

施策 2) 図書館活動の充実

中項目 2 文化・芸術

施策 1) 文化・芸術の振興

施策 2) 文化財保護・郷土資料の発掘整理

中項目 3 コミュニティ

施策 1) コミュニティ活動の活性化

施策 2) 地域コミュニティ活動の基盤づくり

施策 3) 包括的な地域組織形成の研究・検討

中項目 4 平和・人権

- 施策 1) 平和行政の推進
- 施策 2) 人権の尊重
- 施策 3) 男女共同参画社会の推進

中項目 5 都市交流・国際化

- 施策 1) 多様な都市交流の推進
- 施策 2) 多文化共生のまちづくり

基本目標 4 : つながりと活力あふれさせ合うまち

中項目 1 農業

- 施策 1) 農業経営基盤の強化
- 施策 2) 農地の保全と担い手の確保

中項目 2 商工業

- 施策 1) 商業の振興
- 施策 2) 工業の振興
- 施策 3) 企業誘致の推進
- 施策 4) 新しい産業の育成・イノベーション

中項目 3 観光・イベント

- 施策 1) 地域資源の充実
- 施策 2) 観光情報の発信・イベント情報の充実

基本目標 5 : 環境にやさしい安全・安心なまち

中項目 1 危機管理・防災・災害対策

- 施策 1) 危機対応、危機管理体制の強化
- 施策 2) 防災施設・設備の充実
- 施策 3) 消防力の強化

中項目 2 安全な生活確保

- 施策 1) 防犯環境の推進
- 施策 2) 交通安全の充実
- 施策 3) 消費生活の向上

中項目 3 基地対策

- 施策 1) 生活環境の保全
- 施策 2) 補助事業の拡充要請

中項目 4 地球温暖化対策

施策 1) 地球温暖化ガスの排出抑制と省エネ・再生可能エネルギーの取組

施策 2) 循環型社会の推進

中項目 5 環境にやさしい生活の推進

施策 1) ごみの減量と再資源化

施策 2) し尿等の効率的処理

施策 3) 公害等生活環境への対応

中項目 6 自然環境と共生するまち

施策 1) 自然環境の保全と環境整備

施策 2) 環境美化

基本目標 6 : 自然潤う便利で快適に暮らせるまち

中項目 1 計画的なまちづくりの推進

施策 1) 計画的な土地利用の推進

施策 2) 土地区画整理事業の推進

施策 3) 地域オーダーメイド型のまちづくりの推進

中項目 2 公共交通

施策 1) バス交通の充実

施策 2) 鉄道の充実

施策 3) 多摩都市モノレールの整備促進

中項目 3 住宅・公園

施策 1) 居住環境の整備

施策 2) 住宅セーフティネットの形成

施策 3) 計画的な公園整備及び維持管理

施策 4) 緑地の保全

中項目 4 道路

施策 1) 幹線道路の整備

施策 2) 町道の整備と適切な維持管理

施策 3) 歩行者等が利用しやすい道路の整備

施策 4) 総合的な雨水対策の推進

中項目 5 下水道

施策 1) 下水道事業の充実

施策 2) 公営企業会計に基づく健全な下水道経営

基本目標 7 : 総合計画の実現に向けて

中項目 1 協働の推進

施策 1) 協働型社会の推進

施策 2) ボランティアセンターみずほの活動支援

施策 3) 住民の声を行政運営に反映

中項目 2 情報発信・情報提供

施策 1) 住民にわかりやすい情報提供・情報共有

施策 2) 町政情報の発信力強化

中項目 3 効果的・効率的な行財政運営

施策 1) 戦略的な行政運営

施策 2) デジタル化・AI化への対応

施策 3) 健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用

施策 4) 機能的な組織

施策 5) 広域行政

中項目 4 公共施設マネジメント

施策 1) 時代のニーズを見据えた公共施設の再編整備

施策 2) 既存施設の適切な維持管理

施策 3) 個別施設計画の整備・運用

※ 中項目・施策の名称は、令和 2 年 9 月時点の案としてお示ししています。これらは、現在策定作業中の基本計画に掲載される内容であることから、今後の基本計画の検討を通して、中項目・施策の数・名称ともに変更となる場合があります。

—参考資料—

1 瑞穂町の概況

1) 位置、地勢

瑞穂町は、東京都の北西に位置し、東西約 5.8km、南北約 6.1km の逆三角形の町域を有し、面積は約 16.85km² あります。地質は古多摩川の扇状地で、東部から中心部に向かって存在する自然豊かな狭山丘陵が北側の荒川流域と南側の多摩川流域の分水嶺になっています。

近隣に接している自治体として、東には武蔵村山市と埼玉県所沢市、西には青梅市と羽村市、南には福生市、北には埼玉県入間市があります。また、南には、在日米軍及び航空自衛隊が移駐する横田基地が広がっています。

2) 歴史

この地に人が住み始めたのは今から約 2 万年前の旧石器時代といわれています。

やがて狭山丘陵の山麓にいくつかの集落が誕生し、平安時代には殿ヶ谷の阿豆佐味天神社が延喜式内社に選ばれています。その地は、鎌倉時代に入ると、武蔵七党の 1 つである村山党の根拠地となったという伝えがあり、やがて丘陵の南側は小田原北条氏の配下となりました。

江戸時代に入ると、八王子千人同心が日光警備のために通行した日光街道と成木の石灰を江戸に運んだ青梅街道の交差点を中心に継立（つぎたて）が義務付けられ、宿駅として繁栄しました。さらに吉宗の時代（享保年間）になると新田開発が奨励され、富士山栗原、長谷部、下師岡等の新田が開かれました。

幕末から明治にかけて養蚕・だるま製造・（手揉み）製茶が農家の副業として盛んになり、村内にも貨幣経済が浸透してきました。明治 22（1889）年に青梅街道沿いの箱根ヶ崎、石畑、殿ヶ谷、長岡の 4 村が組合組織を作り、丘陵の北側では元狭山村（埼玉県）が誕生しました。明治 33（1900）年頃に、日光街道沿いに狭山商業銀行が設立され、大正から昭和にかけて乳牛を中心とした酪農や村山大島紬の生産が盛

んになり、農村の暮らしにも商業感覚が加味されてきました。

昭和 15 (1940) 年 11 月 10 日には、4 村が町制を施行し、瑞穂町が誕生しました。昭和 33 (1958) 年 10 月 15 日には、元狭山村が分村し、瑞穂町と合併して、現在の瑞穂町が形成されました。

3) 人口

瑞穂町の令和元年 10 月 1 日現在の人口（住民基本台帳）は、総人口が 32,908 人（男性 16,758 人、女性 16,150 人）であり、年少人口（0 歳～14 歳）が 3,724 人（11.3%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 19,752 人（60.0%）、老年人口（65 歳以上）が 9,432 人（28.7%）となっています。また、一般世帯数は 14,917 世帯となっています。

就業人口^{※1}は、第 1 次産業就業者が 300 人、第 2 次産業就業者が 4,669 人、第 3 次産業就業者が 9,577 人となっています。

※1 就業人口については、平成 27 年国勢調査の数値

4) 産業

農家数は 399 戸^{※2}を数え、農業産出額は 5 億 8,000 万円^{※3}となっています。主な農産物は東京狭山茶（栽培面積東京都第 1 位）及びシクラメン（長岡地区の岩蔵街道は、沿道にシクラメン農家が立ち並び、「シクラメン街道」とも呼ばれています）などです。

町内の事業所は製造業事業所が 206 事業所^{※4}、製造品出荷額等は 5,833 億 9,855 万円^{※4}に上り、多摩地区でも極めて高い水準に位置しています。卸売事業者は 97 事業所^{※5}、小売業事業所が 214 事業所^{※5}あり、卸・小売業年間商品販売額 1,171 億 4,000 万円^{※5}となっています。

特に、町内にはショッピングモール、スーパーマーケット、大型ホームセンター、ディスカウントストアなどの大型商業施設があり、周辺の自治体からも多くの集客をみせています。

※2 農家数は、農林水産省「2015 年農林業センサス」

※3 農業産出額は、農林水産省「平成 30 年生産農業所得統計」

※4 製造事業所数、製造品出荷額は、東京都総務局統計局統計部「2018年東京の工業（平成30年工業統計調査報告）」

※5 卸・小売事業者の事業者数、年間商品販売額は、東京都総務局統計部産業統計課「平成26年商業統計調査報告（卸売・小売業）」

5) 交通・道路

鉄道は JR 八高線が南北に走り、乗降駅として箱根ヶ崎駅（東口・西口）があります。路線バスは都営バスのほか、民間2社が運行しています。

国道は、一般国道として国道16号が南北を通過しています。主要地方道としては、都道5号新宿青梅線（青梅街道、新青梅街道）、都道44号瑞穂富岡線（岩蔵街道）の2路線が、一般都道としては、都道166号瑞穂あきる野八王子線（東京環状：旧国道16号）、都道163号羽村瑞穂線（羽村街道）、都道179号所沢青梅線、都道218号二本木飯能線、都道219号狭山下宮寺線の5路線が縦横に走っています。また、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジに近いことから、首都圏の広域交通ネットワークの一部を形成しています。

6) 公共施設

健康・福祉施設としては、保健センター、ふれあいセンター、高齢者福祉センター「寿楽」、心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」、あすなろ児童館、子ども家庭支援センター「ひばり」、福祉作業所「さくら」などが設置されています。

学校教育施設は、小学校が瑞穂町立瑞穂第一小学校から第五小学校までの5校、中学校が瑞穂町立瑞穂中学校、第二中学校の2校があります。また、東京都立瑞穂農芸高等学校があります。

防災施設は、第1分団から第5分団までの5つの消防団分団詰所のほか、武蔵野防災会館、石畑防災広場、元狭山広域防災広場などがあります。

社会教育施設は、スカイホール、生涯学習センター、図書館、耕心館、郷土資料館けやき館、元狭山ふるさと思い出館があります。

地域コミュニティの拠点としては、武蔵野コミュニティセンター、元狭山コミュニティセンター、長岡コミュニティセンター、町民会館などがあります。

体育施設などとしては、中央体育館、ビューパーク競技場、町営プール、武道館、町営グラウンド、町営第2グラウンド、町営第2庭球場、町営少年サッカー場、シクラメンスポーツ公園があります。

その他、さやま花多来里の郷、みずほりサイクルプラザ、みずほエコパーク及び一部事務組合^{※6}により運営されている瑞穂斎場が設置されています。

※6 複数の地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同処理するために設置する組織のこと。

2 瑞穂町長期総合計画の展開

1) 第1次長期総合計画

■ 計画期間：昭和53年（1978年）～平成2年（1990年）

■ 計画の主な内容

将来像： 「心のふれあう町」		
人口目標： 35,000人		
▼基本路線 ①人を大切にするまちづくり ②新しい生活と文化をつくるまちづくり ③住民ぐるみですすめるまちづくり	▼まちづくり 3大プロジェクト ①「走れ！瑞穂」 －全住民のスポーツ振興－ ②「クリーンみずほ」 －ごみからのまちづくり－ ③「六道山を文化の森に」 －自然の中に憩い、豊かな文化を創造するために－	▼大規模整備事業 ①西部土地区画整理事業 ②下水道整備事業 ③道路網整備事業



■ 計画期間中のまちづくりの流れ

昭和53（1978）年3月に、昭和65（1990：平成2）年为目标年度とした「瑞穂町まちづくり総合計画（第1次長期総合計画）」を策定しました。

第1次長期総合計画は、都市化が進展する中で生活の利便性を保ちつつ、恵まれた自然環境を活用しながら、まちづくりをすすめることを方針とし、「心のふれあう町」を将来像として掲げました。

その基本として、①人を大切にするまちづくり、②新しい生活と文化をつくるまちづくり、③住民ぐるみですすめるまちづくりを設定しました。また、将来人口は35,000人と想定しました。

「①人を大切にするまちづくり」では、町民一人ひとりが自分たちのまちを、自分たちの力で動かしていると感じられることをめざし、緑に代表される身のまわりの自然を自分たちの生活の中に取り入れ、利用するとしました。

「②新しい生活と文化をつくるまちづくり」では、画一的に近代化

を推しすすめることを反省し、瑞穂町の歴史と個性を大切にしつつ、新しい生活のあり方や文化を発見していくことを、瑞穂町の長期的な姿勢として定着させることにつとめるとしました。

「③住民ぐるみですすめるまちづくり」では、歴史的にも自然的にも特性が異なる町内の地区を区分し、それぞれの地区に対応した施策を展開するという、コミュニティ行政、コミュニティ計画の推進をめざすとしました。

また、これらの方針を実現するために、まちづくり3大プロジェクト、大規模整備事業を設定しました。まちづくり3大プロジェクトは「走れ！瑞穂－全住民のスポーツ振興－」、「クリーンみずほ－ごみからのまちづくり－」、「六道山を文化の森に－自然の中に憩い、豊かな文化を創造するために－」の3つであり、大規模整備事業は「西部土地地区画整理事業」、「下水道整備事業」、「道路網整備事業」の3事業です。

その結果、昭和58（1983）年の六道山遊歩道及び六道山公園、昭和61（1986）年の狭山池公園、平成2（1990）年の瑞穂ビューパーク・スカイホールの整備に加え、西部土地地区画整理事業なども推進しました。そして、「走れ！瑞穂」に代表される町民のスポーツ振興策もすすめられました。

また、昭和61（1986）年には都市計画道路（現「役場通り」）が新青梅街道まで開通し、平成元（1989）年には国道16号瑞穂バイパスが一部開通するなど交通ネットワークの充実もすすみ、人口も30,000人を超えました。

2) 第2次長期総合計画

■ 計画期間：平成3年（1991年）～平成12年（2000年）

■ 計画の主な内容

将来像： 「ヒューマンタウンみずほ」 “人間尊重のゆとりあるまち”	
人口目標： 45,000人	
▼3本の柱 ①人と自然の調和したまちづくり ②豊かさと活力のあるまちづくり ③生きがいと思いやりのあるまちづくり	▼シンボルプロジェクト ①みずほクロス整備構想 ②みずほの森整備構想 ③みずほリサーチパーク整備構想 ④みずほの里整備構想 ⑤みずほいきいきセンター整備構想

■ 計画期間中のまちづくりの流れ

平成3（1991）年3月に、平成12（2000）年を目標年度とした「瑞穂町長期総合計画（第2次長期総合計画）」を策定しました。

第2次長期総合計画は、社会経済情勢が高度経済成長時代から安定成長時代へと大きく転換し、国民の価値観が量から質へと変化する時代に策定されました。当時は「地方の時代の到来」とされたことから、東京中心の都市構造の見直しが検討され、都心への一極集中型から多心型^{*7}の都市構造へと展開がはかられていました。

このような中、第2次長期総合計画では、「ヒューマンタウンみずほ一人間尊重のゆとりあるまち」を将来像とし、人間性を尊重し、経済、精神両面からゆとりあるまちづくりをめざしました。

①人と自然の調和したまちづくり、②豊かさと活力のあるまちづくり、③生きがいと思いやりのあるまちづくりを将来像をささえる3本の柱として設定しました。また、西部土地区画整理事業での人口増加や新たな基盤整備による人口流入を想定し、将来人口を45,000人と設定しました。

「①人と自然の調和したまちづくり」では、都市基盤を整備し、快適で暮らしやすい生活環境を整えるとともに、都市活動と自然環境と

の調和をはかり、やすらぎを感じることができるまちづくりをめざしました。

「②豊かさや活力のあるまちづくり」では、21世紀をめざした活力ある産業を振興し、町民のさまざまな活動がいきいきと展開できる環境を整え、生活に豊かさを感じられるまちづくりをめざしました。

「③生きがいと思いやりのあるまちづくり」では、人と人との連帯感、協調性、思いやりを大切にし、だれもが生きがいと希望をもって暮らしていけるまちづくりをめざしました。

これらの構想を積極的に推進し、第2次長期総合計画期間中には、平成6（1994）年の国道16号瑞穂バイパス全線開通、平成8（1996）年のJR八高線八王子・高麗川間電化開業によって、交通の利便性が向上しました。また、平成4（1992）年に西部土地区画整理事業が完了し、平成8（1996）年には箱根ヶ崎駅西、殿ヶ谷両地区の土地区画整理事業が始まるなど、都市基盤の整備が推進されました。

平成5（1993）年の高齢者福祉センター「寿楽」、平成7（1995）年の心身障害者（児）福祉センター「あゆみ」、平成8年の保健センター、平成9（1997）年のあすなる児童館及び石畑保育園など、福祉・保健施設が相次いで完成しました。

さらに、都市計画道路の整備、武蔵野防災会館の建設、農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」や町民農園^{※8}の開設、町営少年サッカー場の整備などがすすめられました。

※7 1つの都市の中に複数の拠点がある都市構造のこと。

※8 小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

3) 第3次長期総合計画

■ 計画期間：平成13年（2001年）～平成22年（2010年）

■ 計画の主な内容

将来都市像： 「人と自然が織りなすまち みずほ」 “快適な生活環境をめざして”	
人口目標： 39,000人	
▼基本目標 ①環境と共生するまちづくり （アメニティ） ②活力ある生活を支えるまちづくり （バイタリティ） ③自ら高め互いを認め合うまちづくり （ヒューマニティ）	▼施策の大綱 ①良好な居住空間づくり ②快適で便利な都市基盤づくり ③安全でいきいきとした生活環境づくり ④特色のある産業づくり ⑤安心感のある保健・医療・福祉づくり ⑥個性とやさしさを育む教育・文化づくり

■ 計画期間中のまちづくりの流れ

平成13（2001）年3月に、平成22（2010）年を目標年度とした「瑞穂町長期総合計画（第3次長期総合計画）」を策定しました。

第3次長期総合計画の策定時は、地方自治体を取り巻く状況が、バブル経済の崩壊とそれによる社会経済情勢の急激な悪化の荒波を受ける形となりました。そのため、町民のだれもがいきいきと安心して生涯を過ごせる快適なまちと、「人」やその「生活」に力点を置き、心の豊かさを実感することのできるまちの実現をめざし、「人と自然が織りなすまちみずほー快適な生活環境をめざしてー」を将来都市像としました。

そして、その将来都市像を実現するために、①環境と共生するまちづくり（アメニティ）、②活力ある生活をささえるまちづくり（バイタリティ）、③自らを高め互いを認め合うまちづくり（ヒューマニティ）という3つの基本目標を設定しました。また、将来人口は39,000人と想定しました。

「①環境と共生するまちづくり」では、人口増加に対応したまちづくりよりも町民の暮らしを豊かにするまちづくりを重視し、個性的で

快適な居住環境の創出と、環境に配慮した循環型の地域社会システムの構築という、環境との共生をめざしました。

その結果、平成 14（2002）年にみずほリサイクルプラザが、平成 17（2005）年には隣接地にみずほエコパークがオープンし、リサイクルと環境学習の推進拠点が整備されたほか、家庭ごみ一部有料化・戸別収集の実施、環境基本条例の制定、環境基本計画の策定など、循環型社会の形成に大きな進展がありました。また、平成 17（2005）年に箱根ヶ崎橋上駅舎及び東西自由通路が町の新しい玄関口として完成したほか、東京駅との直通電車の新設や運行本数の増便など、八高線の利便性の向上がはかられています。そして、平成 20（2008）年に残堀川の全面改修が完了し、治水環境の向上と町民生活のいこいの場としての充実がはかられました。

「②活力ある生活を支えるまちづくり」では、国道 16 号や新青梅街道などの幹線道路が整備された上、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジと八王子ジャンクションの区間開通による大きな経済動脈の始動により、比較的地価が低いことと開発余地が残された瑞穂町の独自性を活かした産業集積と民間活力の導入をめざしました。

武蔵野コミュニティセンターが平成 14（2002）年に、元狭山コミュニティセンターが平成 18（2006）年に開設され、町民のコミュニティ活動を支援する拠点が形成されるとともに、町民会館の全面改修も平成 15（2003）年に完了しました。さらに、安全・安心まちづくり条例の制定、コミュニティ振興計画の策定、残堀川イベントなど、活力ある生活空間を提供する施策に加え、住宅リフォーム助成事業の実施、中小企業信用保証料補助制度の創設、公共工事の前倒し実施と前払い基準の緩和、プレミアム商品券の発行など、緊急経済対策も実施されました。

また、「③自らを高め互いを認め合うまちづくり」では、町民の社会参加や社会貢献意識の高まりを受け、自らの生活の基盤である地域社会をよりよくしたいという自発性を尊重した人づくりをめざしました。

平成 13（2001）年には、町民に文化・芸術へのふれあいとくつろぎの空間を提供する耕心館が、生涯学習活動の拠点として生涯学習セン

ターが開設されました。また、子どもの健やかな成長を支援するため、子ども家庭支援センター「ひばり」が平成 17（2005）年に、高齢者の就業を促進し、能力を活かす拠点としてシルバーワークプラザが平成 18（2006）年に開設されました。さらに、平成 22（2010）年には福祉会館が「ふれあいセンター」としてリニューアルオープンするとともに、福祉バスの運行が開始されました。一方、認可外保育所利用者補助制度の創設、妊婦健康診査助成回数拡大、教育基本計画の策定、米国モーガンヒル市との姉妹都市提携、海外留学奨学資金等支給制度の創設など、新規事業や拡大事業が展開されました。

4) 第4次長期総合計画

■ 計画期間：平成23年（2011年）～令和2年（2020年）

■ 計画の主な内容

将来都市像： 「みらいに ずっと ほこれるまち」 “潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして”	
人口目標： 36,000人	
▼基本目標 ①健康で元気なみずほ ②一人ひとりが輝くみずほ ③魅力ある温かいみずほ ④安全安心やさしいみずほ ⑤快適で美しいみずほ	▼まちづくりの方針 ①皆でささえ健やかに暮らせるまち ②生きがいとふれあいのあるまち ③豊かなこころを育むまち ④一人ひとりが生涯輝けるまち ⑤活力とにぎわいのあるまち ⑥人がつながる温かいまち ⑦安全に安心して暮らせるまち ⑧地球を守る環境にやさしいまち ⑨美しい街並みの住みよいまち ⑩便利で快適に暮らせるまち
総合計画を推進するために	⑪連携と協働がささえるまち ⑫健全な行財政運営の自立したまち



■ 計画期間中のまちづくりの流れ

平成23（2011）年3月に、令和2（2020：平成32）年を目標年度とした「第4次瑞穂町長期総合計画」を策定しました。長期総合計画の策定時は高齢化社会、人口減少時代が到来すると想定されるとともに、長引く景気の低迷など、これまで以上に地域の実情に応じた対応が求められ、どのように自治体運営を行っていくのか問われていました。また、平成23（2011）年3月11日、東北地方太平洋沖（三陸沖）で東日本大震災が起きた年でもありました。

このような中、第4次長期総合計画は、「みらいに ずっと ほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」を将来都市像と定め、町民一人ひとりが豊かな心と生きがいをもって、潤いのある快適な空間で、活力に満ちた生活を送ることができる地域社会を創造できるよう、自立したまちづくりをめざしました。計画の推進に

あたっては、基本理念を「自立と協働」とし、協働型社会を形成するため、町民、事業者、町が自立し、手を取り合いながら協働することにより、潤いと活力を実感できる町となることをめざしてきました。

そして、その将来都市像を実現するためにまちづくりの5つの基本目標を設定し、将来人口は36,000人と想定しました。

基本目標①：健康で元気なみずほ では、

安心して子どもを産み育てることのできる環境整備をすすめ、超高齢社会の到来をひかえ、だれもが自立した豊かな生活をおくり、ふれあいのある地域社会の実現をめざしました。その結果、子育て環境の支援として、平成30(2018)年には、保健センター内への子育て世代包括支援センター(ゆりかごステーション)の設置を行いました。さらに、専門部署となる「子育て応援課」を創設し、乳児から子育て家庭への支援の充実がはかられました。また、高齢者を中心とした多世代間交流の拠点として整備を進めてきた「寄り合いハウスいこい」が完成し、平成26(2014)年から地域の方々との協働運営を開始しました。平成27(2015)年に地域包括支援センターの機能を拡充するとともに、平成28(2016)年には新たに地域包括支援センターを増設し、介護と医療の連携がはかられ、地域で生活できる体制づくりにつとめました。

基本目標②：一人ひとりが輝くみずほ では、

地域の宝である子どもたちがこころ豊かに育つために、学校、家庭、地域が一体となって、青少年を育てる環境づくりにつとめました。その結果、第三小学校から始まった校庭の芝生化は、平成29(2019)年に第二中学校の工事が終了し、町内全小中学校の校庭芝生化が完了しました。学力向上策として、中学生を対象とした土曜日や長期休業中の補習授業となるフューチャースクールの実施が平成27(2015)年から始まり、対象学年を広げるとともに、地域の協力も得ながらステップアップ教室及びフューチャースクールの改善をすすめました。また、平成26(2014)年には、瑞穂町の歴史を次世代や後世に伝える機能を

さらに強化するため、郷土資料館けやき館を整備しました。

基本目標③：魅力ある温かいみずほ では、

平成 23（2011）年には、町内で 3 ヲ所目となる長岡コミュニティセンターが開設されました。また、雇用の確保と経済波及を目的とした企業誘致を促進する条例を施行し、瑞穂町の特徴を活かした産業集積に向けた取組を推進しました。さらに、農業の担い手の確保、農業生産性の維持を目的として、平成 28（2016）年から農地の有効活用と意欲ある農業者の育成支援施策がすすめられ、新規就農者・農業者への支援に取り組みました。

基本目標④：安全安心やさしいみずほ では、

安全で安心した生活環境をめざすため、災害対策として、平成 24（2012）年、耐震改修促進計画に基づく耐震診断と耐震工事の助成制度を開始するとともに、災害救助用資機材の配備拡充、大規模地震発生時の行政機能を維持するための「業務継続計画（BCP）」の策定を行いました。さらに、平成 26（2014）年には、新たな被害想定に基づき、災害時の備蓄品の備蓄量拡充、道路の安全性の点検、安全・安心マップの作成を行うなど、安全・安心なまちづくりをすすめてきました。平成 30（2018）年には防災総合力を高めるための「危機管理官」を配置し、地域防災組織との連携、強化がはかられました。

基本目標⑤：快適で美しいみずほ では、

時代の変化に対応した未来への投資となる都市基盤や生活基盤を整備するため、瑞穂町の玄関口である JR 箱根ヶ崎駅において、西口の都市計画道路整備、東口の駅前広場整備を行いました。また、土地区画整理、新青梅街道拡幅整備事業への着手などから、多摩都市モノレール延伸の早期実現に向けた関係機関への働きかけを行うとともに、事業着手に向けて、平成 29（2017）年に財源となる基金を創設しました。

この第4次長期総合計画を推進、基本目標を実現させるために、平成26（2014）年、瑞穂町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う、「自立と協働」のまちづくりを実現していくための道しるべとして、「協働宣言」を制定しました。また、近年、気候変動による自然災害が多く発生している中で、令和2（2020）年、防災機能、防災本部機能を充実させた新庁舎が完成しました。

瑞穂町地域公共交通会議 実施状況資料

令和2年10月22日（木）



【地域公共交通会議設置の経緯】

現在、町では高齢者等の移動手段として平成21年度から福祉バスを運行していますが、令和元年度に『誰でも乗れる町民バスを求める署名』として3,343筆の署名が『誰でも乗れる町民バスの実現を目指す会』から提出され、住民の誰でも乗れるバスへのニーズが非常に高まっています。

また、福祉バスの運行に必要な費用は防衛省の再編交付金という補助金を原資とした運行基金ですが、この基金が令和2年度いっぱいでは無くなります。

以上のことから、多くの方の期待に応える新たな公共交通のあり方を検討することになりました。町内の公共交通環境及び住民の移動の需要に合った、長く愛される輸送サービスの確保、その他旅客の利便の増進に必要な事項を協議するため、令和2年1月に瑞穂町地域公共交通会議を設置し、公共交通のあり方について検討を開始しました。

この地域公共交通会議では、福祉バスに代わる誰もが利用できる新たな公共交通の導入、箱根ヶ崎駅や主要な生活施設を結ぶ公共交通ネットワークの構築を目的とした計画の策定を目的とし、協議を重ねています。

福祉バスとコミュニティバスは「道路運送法」というバスなどを運行するにあたり定められている法律上で種類が異なるため、利用者や許可をもらう際に必要とされる書類等に違いがあります。

	福祉バス	コミュニティバス
種類	特定旅客自動車運送事業	一般旅客自動車運送事業
利用者	特定の決められた方のみ が利用できる (60歳以上の方、心身障がい者とその介助者の方、妊婦の方等)	誰でも 利用できる
運賃	無料	有料
許可の申請の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運行する事務所・営業所の位置 ・運行するエリア 等	<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者の事務所・営業所の位置 ・運行するエリア ・バス停の名称、バス停の位置、バス停間の距離 ・運行系統 (ルート)、運行時刻、運行回数 等

これらの内容については交通管理者（警察）と協議をし、安全な運行・バス停での乗り降りが確保できる場所の許可が必要
 ※福祉バスでは幅員が狭い道路も通行することができたが、コミュニティバスでは安全性が担保されない幅員が狭い道路は通行ができなくなる。目安として5m程度の幅員がないと通行することができない。

地域公共交通会議の概要

- 地域公共交通会議は、生活の足となる地域公共交通を将来に渡って維持、活性化するため、瑞穂町が事務局となり、そのあり方や再編計画について、**地域の関係者と合意形成を図る場**で、道路運送法に位置付けられている**法定会議**です。
- 本会議で対象とする主な地域公共交通
 - ①路線バス
 - ②瑞穂町が事業主体の福祉バス
 - ③上記以外の新たな地域公共交通 等
- 主に議論する内容
 - **地域公共交通体系、ネットワークのあり方**
 - **福祉バスの再編に向けた具体的な運行計画**
 - **新たな地域公共交通の実証実験計画**
 - **瑞穂町、事業者、町民等の役割分担**
 - **PDCAサイクルによる今後の進め方**

地域公共交通会議のスケジュールと主な議題(案)

第1回 令和2年1月28日

- ・現況・課題等の整理
- ・計画の基本的な方向性

第2回 令和2年6月30日

- ・福祉バスの再編に向けた運行計画の考え方

地域住民との意見交換会 令和2年7月12・15日

第3回 令和2年8月28日

- ・地域公共交通体系、ネットワークのあり方
- ・新たな公共交通導入に向けた具体的な運行計画

第4回 令和3年1月末（予定）

- ・新たな地域公共交通の実証実験計画
- ・協議が整っていることの証明（関係者との合意形成）

第5回 令和3年3月（予定）

- ・瑞穂町、事業者、町民等の役割分担
- ・PDCAサイクルによる今後の進め方

令和3年10月以降の実証又は本格運行の実施

【協議概要】

● 町の現況整理、課題等の整理

- 人口分布や構成、施設配置等の地域特性に応じた地域公共交通サービスの提供
- 移動実態に応じた誰もが利用できる地域公共交通ネットワークの確保による公共交通不便地区の解消
- 免許返納後の移動に対する不安を解消する高齢者の外出支援の充実
- 地域公共交通の維持、活性化

● 課題に対する計画の方向性

- 誰もが利用できる地域の公共交通の確保に向け、福祉バスに代わる新たな公共交通の導入
- 交通結節点となる箱根ヶ崎駅や既存のコミュニティと主要な生活施設を結ぶ公共交通ネットワークの構築

【主な意見】

- 利用する住民の意見を集約できるような機会をきちんと設けてほしい
- 新たな公共交通の導入には広い選択肢を提示していただき、協議させてほしい
- ソフト面での対策（バスの乗り方、バスの魅力等）も検討したほうがよい
- 障がい者施設の中には、「特定の方が毎日定期的に必ず利用している」という現状であるため、福祉施設への移動手段を確保してほしい

【協議概要】**● 福祉バスの再編に向けた運行計画の考え方**

- 運行計画については、人口分布や現在の福祉バスの利用状況、現況の公共交通サービス等を考慮した運行案を複数検討し、住民との意見交換会を踏まえて決定する
- 運賃については、町内の移動負担に対する公平性を踏まえ、路線バスの初乗り運賃と同等を目指し、割引については、他交通機関と同水準・同対象で検討
- 一定の期間を定め、運行の継続や見直しについて定量的な基準で評価、判断をする

【主な意見】

- 住民のニーズをくみ取りつつ、最適解を導いて、利便性向上に努めてほしい
- 地域の方に利用していただけるように盛り上げつつ、利便性向上に努めるために、不断の見直しが必要である
- 車椅子の利用や障がい者への対応（介護者の同乗等）についても検討してほしい
- 町内の医療機関を通るルートを検討してほしい
- 路線バスと重複してしまう区間については、バス停を共有することも必要と考える

住民との意見交換会の概要

■ 住民との意見交換会

【協議概要】

- 町の現況整理、課題等の整理、地域公共交通の検討状況
- 人口分布や構成、施設配置、公共交通等の現況、地域公共交通の課題を整理
- 新たな公共交通の導入に向けた運行計画の考え方

■ 実施概要

	第1回	第2回	第3回
日時	R2.7.12 10:30～	R2.7.15 14:30～	R2.7.15 19:00～
場所	元狭山コミュニティセンター	長岡コミュニティセンター	瑞穂町役場
参加人数	34名	31名	11名

【主な意見】

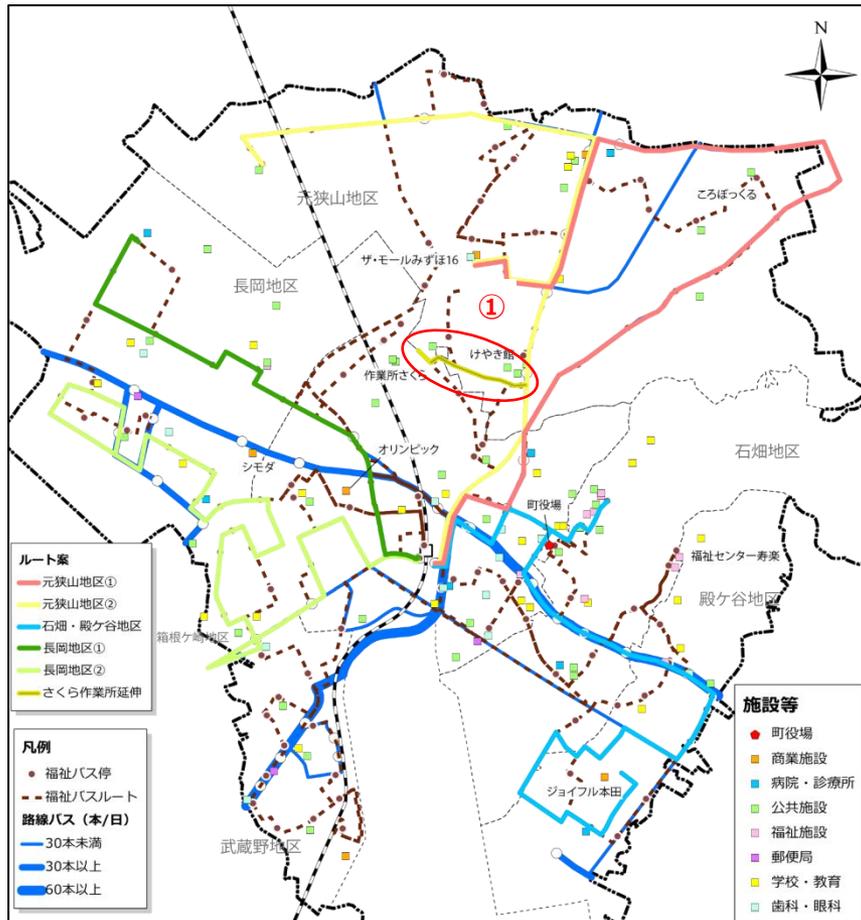
- 地域によって運行形態を分けると、運賃格差が生じる。全地域に対してコミュニティバスを運行するべきである（特に路線バスのほぼ運行していない元狭山地区を運行）
- 元狭山地区において、コミュニティバスとデマンド型交通の併用運行を検討していただきたい
- 鉄道との乗り換えや通勤通学を考慮したダイヤ設定が必要（福祉バスより運行時間を拡大）
- 福生病院へ直通運行できるようにしてほしい
- アンケート調査や意見交換会等を行い、利用者のニーズをもっと把握したほうがよい
- 場所（施設）によっては、福祉バスを残すべきだと思う（特に作業所さくら）
- 障がい者や高齢者への割引を考慮してほしい
- 町内の施設を送迎しているバスとの連携も考えたほうがよい（ザモールみずほ、ジョイフルホンダなど）
- わかりやすいパンフレットの作成や丁寧な周知活動を行っていただきたい

意見交換会で提示した運行計画のパターン

■運行計画のパターン

【ケース①】

町内全域にコミュニティバスを導入

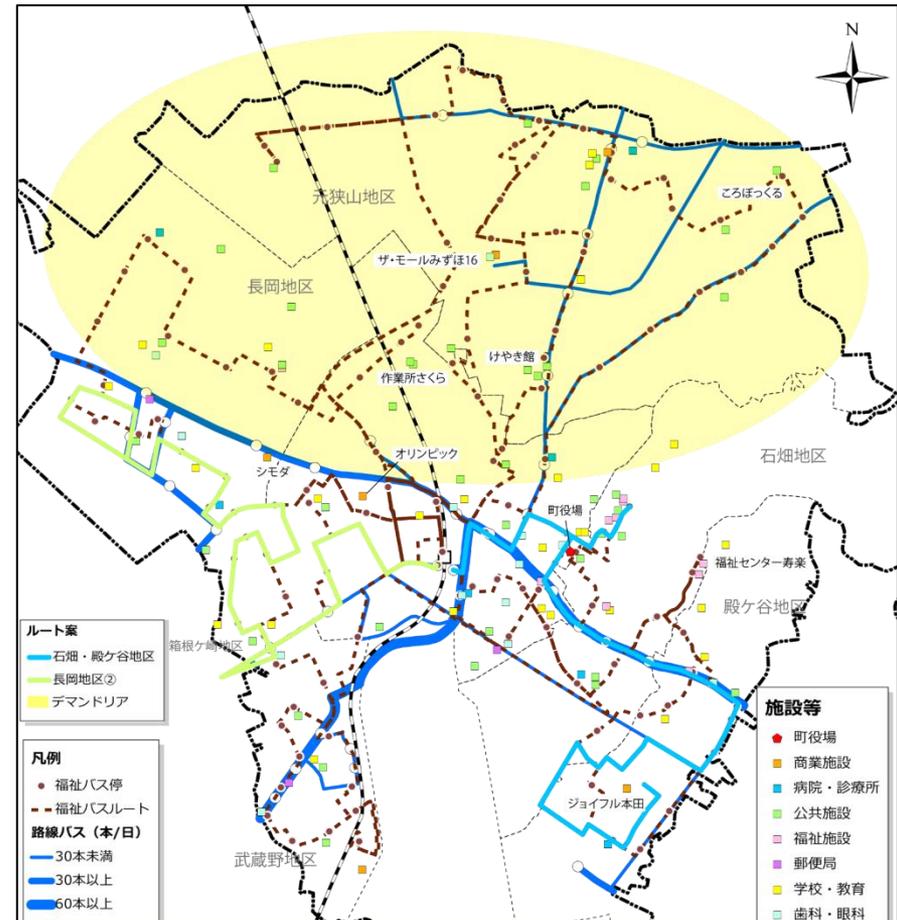


➤ 警察の立ち合いのもと、安全面等から運行が可能なルートを再精査して設定したルート

①作業所さくらについては、毎日定期的にご利用している実績があることから、作業所の就業時間に合わせ、朝夕のみ延伸して運行する

【ケース②】

北側はデマンド、南側はコミュニティバス



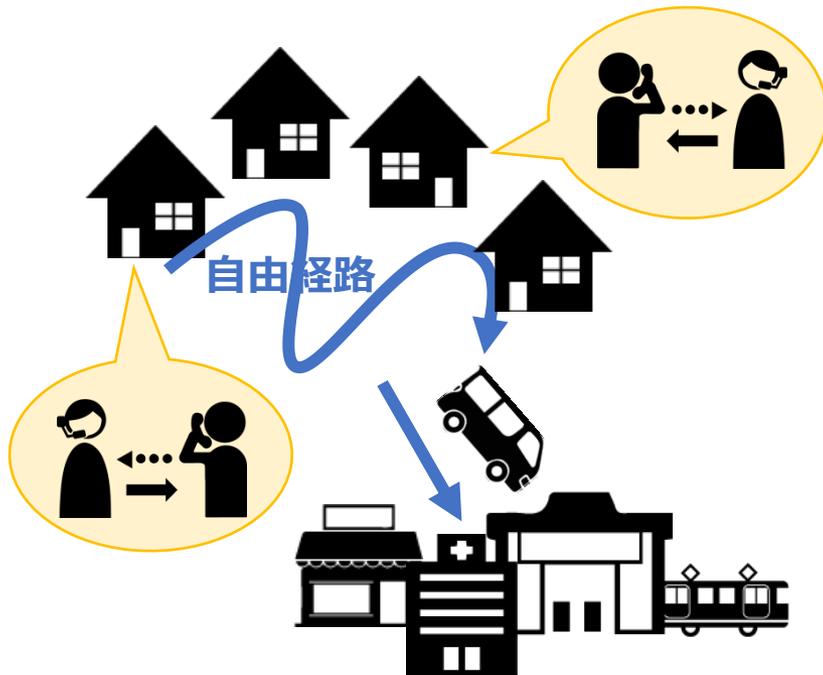
➤ 北側は人口が分散して住んでおり、南側と比較して人口が少なく、面的に路線バスのサービス水準が低い地区が広がっていることから、デマンド型交通の導入を検討したルート

デマンド型交通とは

■ 運行例の概要

デマンド型交通

運行イメージ



鉄道駅・主要施設等（町で乗降ポイントを設定）
※どこでも乗り降りできるわけではありません。

運行形態・課題

▼ 運行形態

- 乗車には**電話等で予約が必要**
- 代表的な運行方法は**ルートもダイヤも決まっておらず、家から目的地（町で指定する乗降ポイント）までドアツードアで運行する**

▼ 課題

- **予約の手間**がかかる
- 予約ごとに**運行計画を作成するため、運行管理が大変**

イメージとしては家まで迎えに来てくれるので、バスよりは便利だが、決められた乗降ポイントでしか降りられないので、タクシーよりは不便

【協議概要】

● 新たな公共交通の運行計画について

- 運行計画を策定後、実証実験を行い、利用実態等を踏まえたうえで、本格運行を目指す。
- 実証運行は町内全域にコミュニティバスを導入する。実証実験の結果を踏まえて、デマンド交通等への移行を検討する。
- 福祉施策として障がい者等への送迎を確保する。⇒福祉部局で検討

【主な意見】

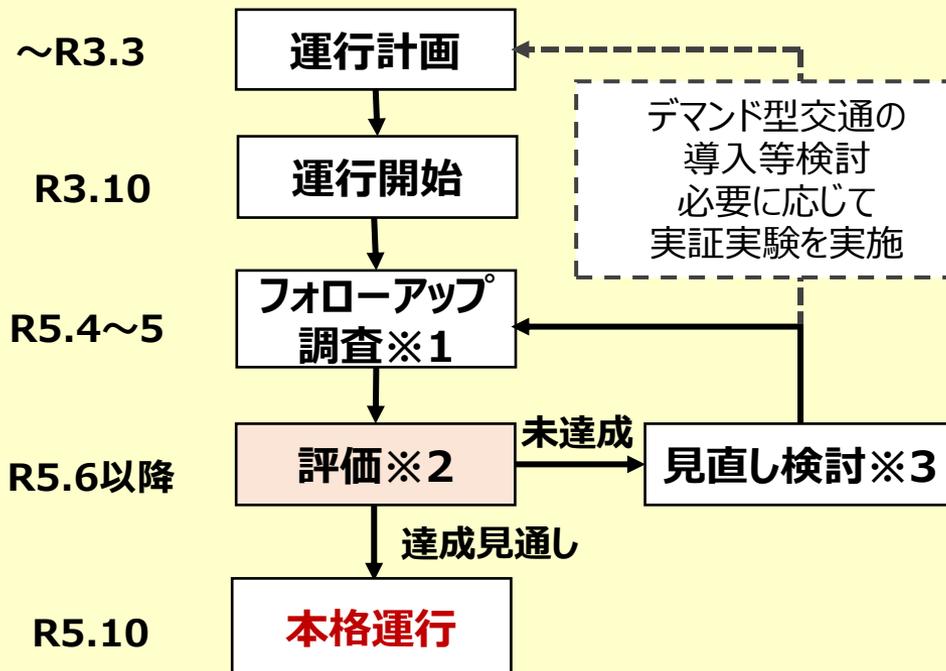
- 住民のニーズを把握するための、意見交換会などの実施は十分行ったのか。
- 新たな公共交通の運行前後の広報活動をしっかりと行い、住民ニーズの把握に努めること。
- 第4回会議まで日が開くことから、事業の進捗状況について機を見て情報発信すること。
- 福祉バスの利用者が不利益とならないよう、福祉施策として実施する送迎手段については福祉バスの運行終了からブランクを発生させないこと。
- 運行計画については民間事業者や警察とよく協議すること。
- 運行業者の決定から運行まで準備を要することから、運行業者の選定については迅速に情報提供を行うこと。

■ 実証実験について

【実証実験の目的】

誰もが料金を払えば、利用できるようになり、主要な施設等の往復運行や鉄道やバスとの乗り継ぎに配慮したダイヤを運行することで、利便性が向上し、利用促進が図れるか検証する

【実証実験の進め方（期間は2年間で予定）】



※1：利用者数、利用実態の調査（利用されていないバス停や時間帯の調査等）、利用者や沿道市民の利用実態や課題等を確認するアンケート調査を実施

※2：定量的な基準を設定し、達成状況进行评估する（評価基準は例えば、利用者数や町の財政負担の維持等）

※3：未達成の場合は、ルートやダイヤ等の変更を検討、またデマンド型交通等の別の運行形態による運行計画を検討し、必要に応じて実証実験を行う

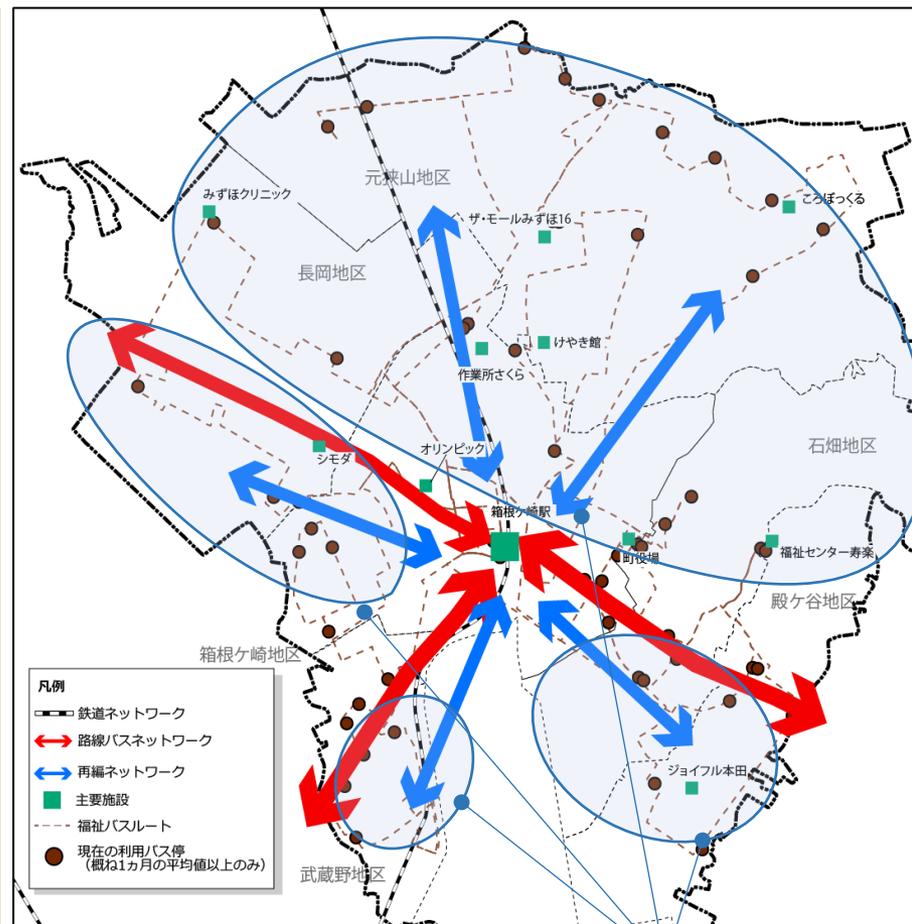
■ 前回の会議で了解を得た 運行計画の考え方（ネットワーク）

図1.ネットワークの考え方

《検討方針》

- ① 鉄道と路線バスが不便な地区に現在の福祉バスのルートの基本としつつ、ネットワークを構築
- ② 駅を基点に既存のコミュニティと大型商業施設、主要な医療施設、公共施設（町役場、コミュニティセンター）等を結ぶ
- ③ より効果的、効率的な運行を目指し、福祉バスの利用がない停留所(※)を省略する
- ④ ルートが重複している区間を整理する
- ⑤ 迂回感を解消するため、可能な限り、ピストン輸送（駅と施設等を結ぶ）を検討

(※)1か月の利用者数の概ね平均値以下の停留所



再編計画で救うエリア

■ 運行計画（案）

【運行台数】

3台（現行と同様） ※ただし、増車の可能性あり

【運行ルート】

駅と主要な施設を結び、主に地区ごとに設定
全6ルート（右図参照）（警察との協議結果）

【便数】

現行（6ルート8便）と同等以上の便数を目指す

【運行ダイヤ】

- ・鉄道との乗り継ぎ
- ・福生病院へアクセスする路線バスとの乗り継ぎ
- ・通勤・通学など移動目的の時間帯を考慮
- ・路線バスが運行していない地区を中心に設定

【運賃】

- ・定額
- ・路線バスの初乗り運賃（180円～210円程度）と同等を目指す
- ・割引について考慮（高齢者や障がい者等）

図2.運行ルート（案）

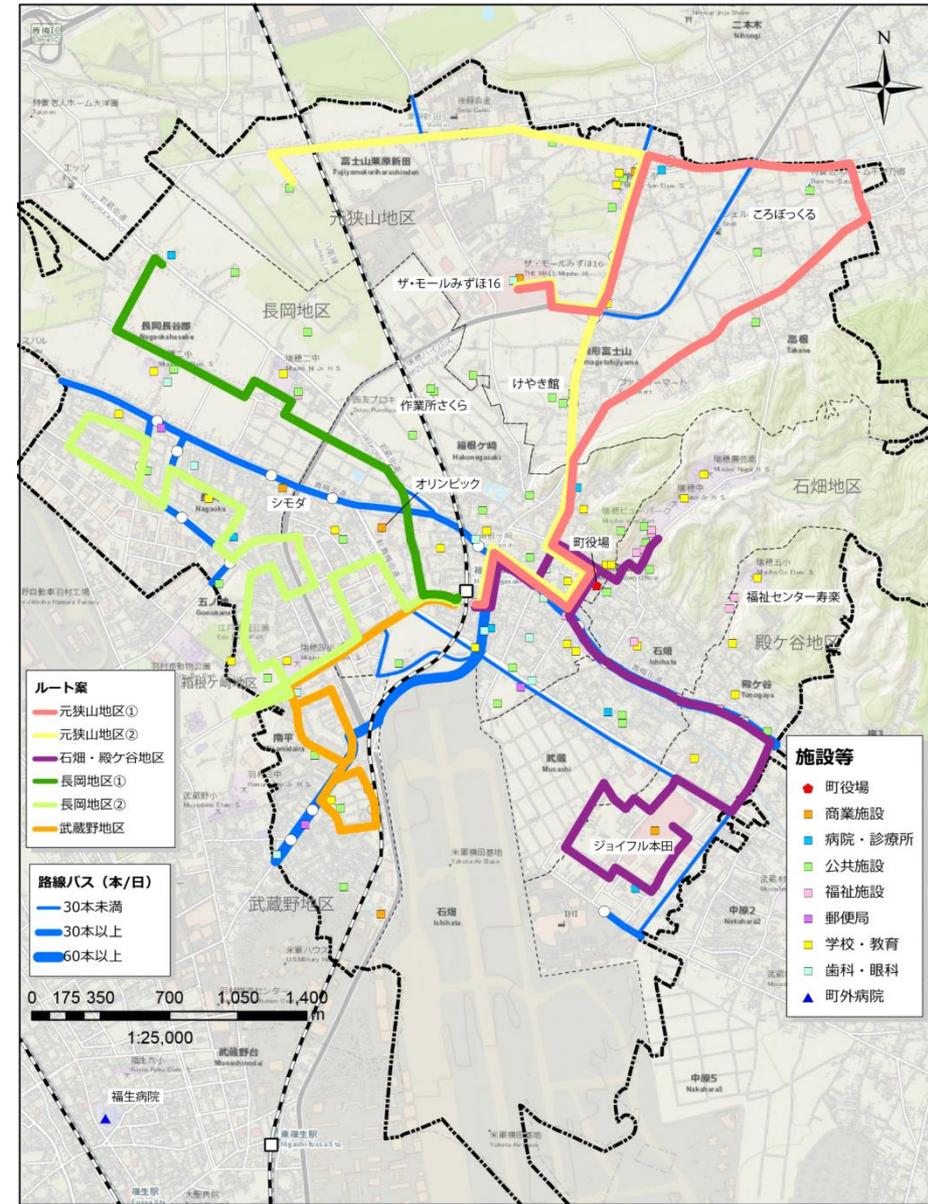
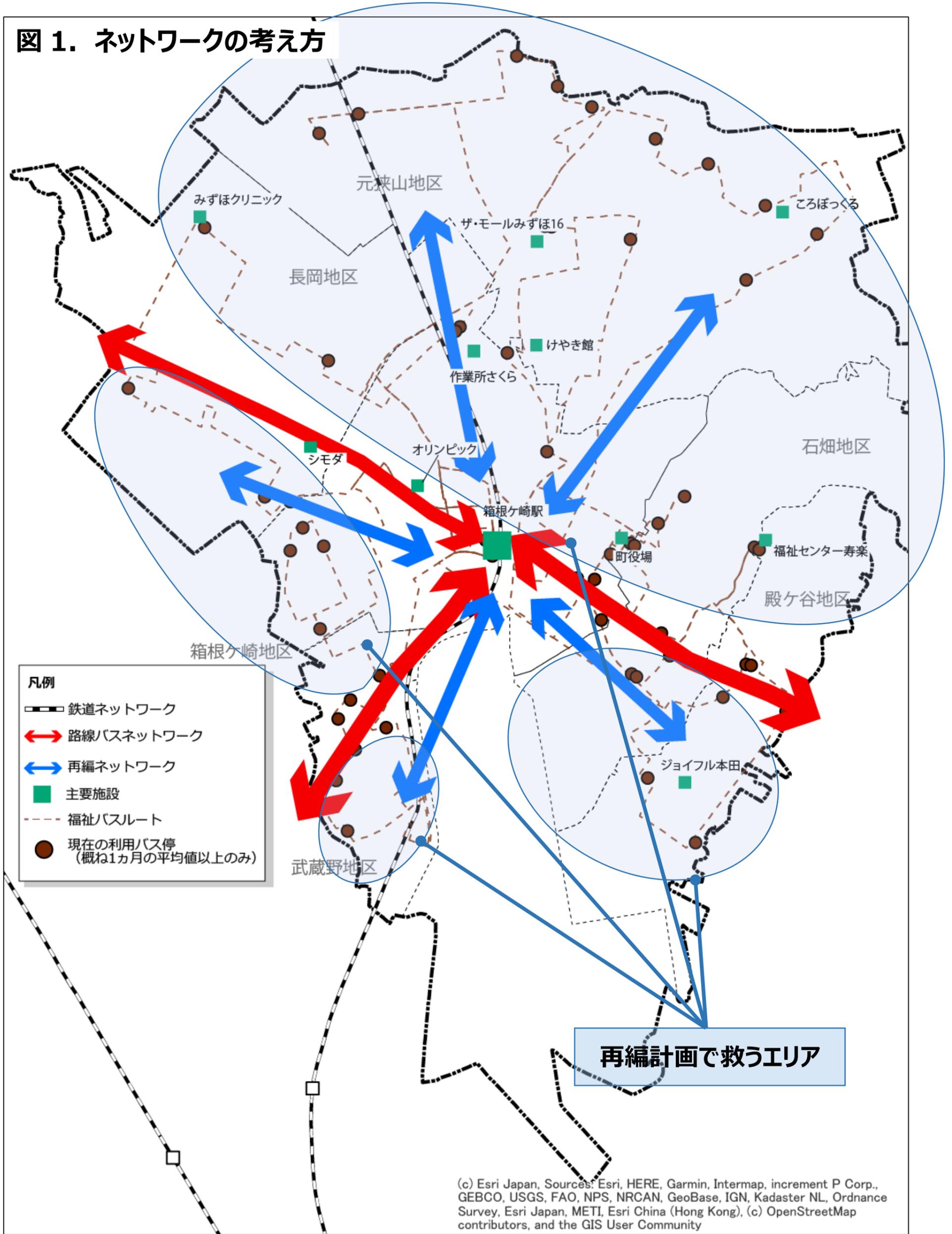


図 1. ネットワークの考え方



(c) Esri Japan, Sources: Esri, HERE, Garmin, Intermap, increment P Corp., GEBCO, USGS, FAO, NPS, NRCAN, GeoBase, IGN, Kadaster NL, Ordnance Survey, Esri Japan, METI, Esri China (Hong Kong), (c) OpenStreetMap contributors, and the GIS User Community

図2-1. 運行ルート(案)

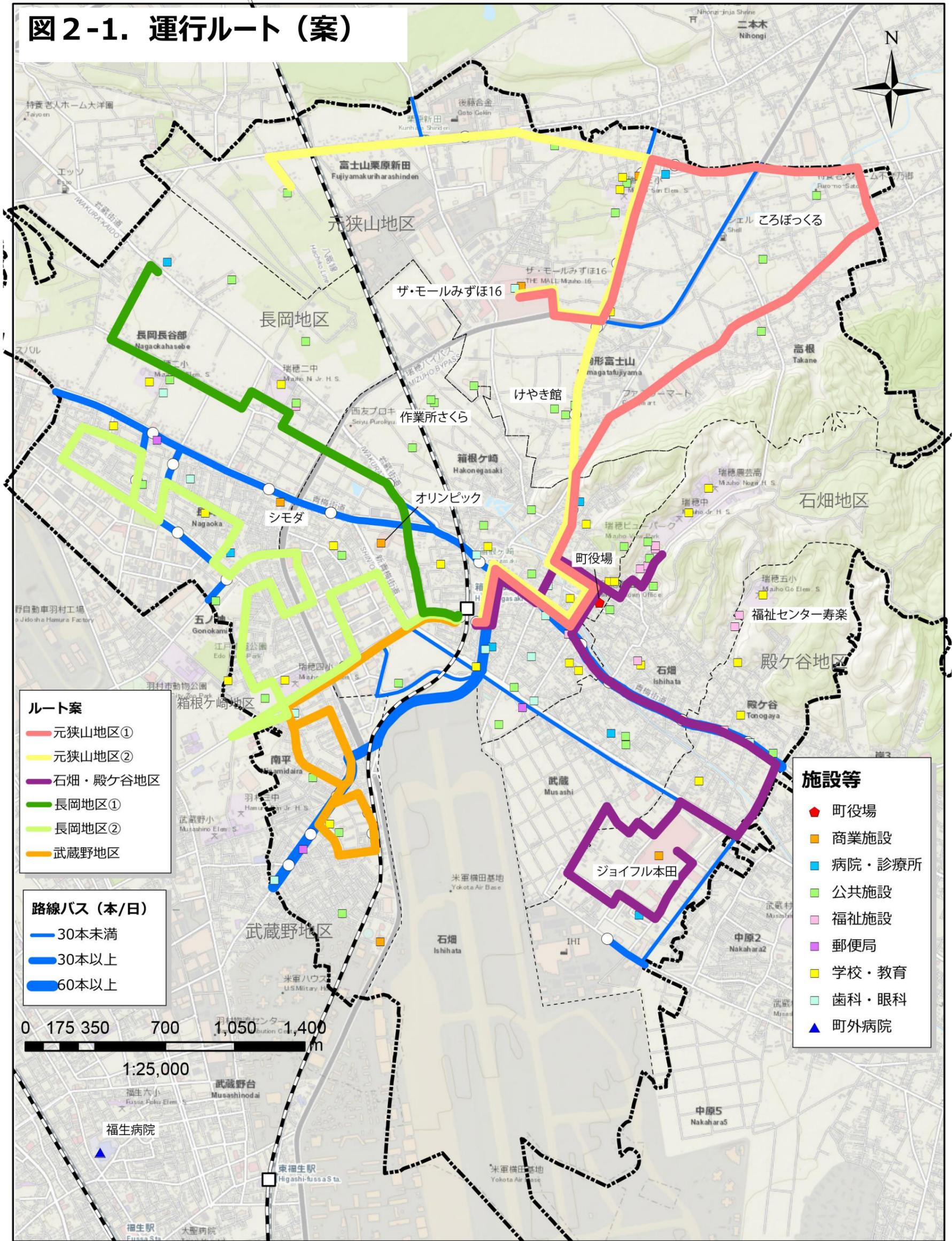
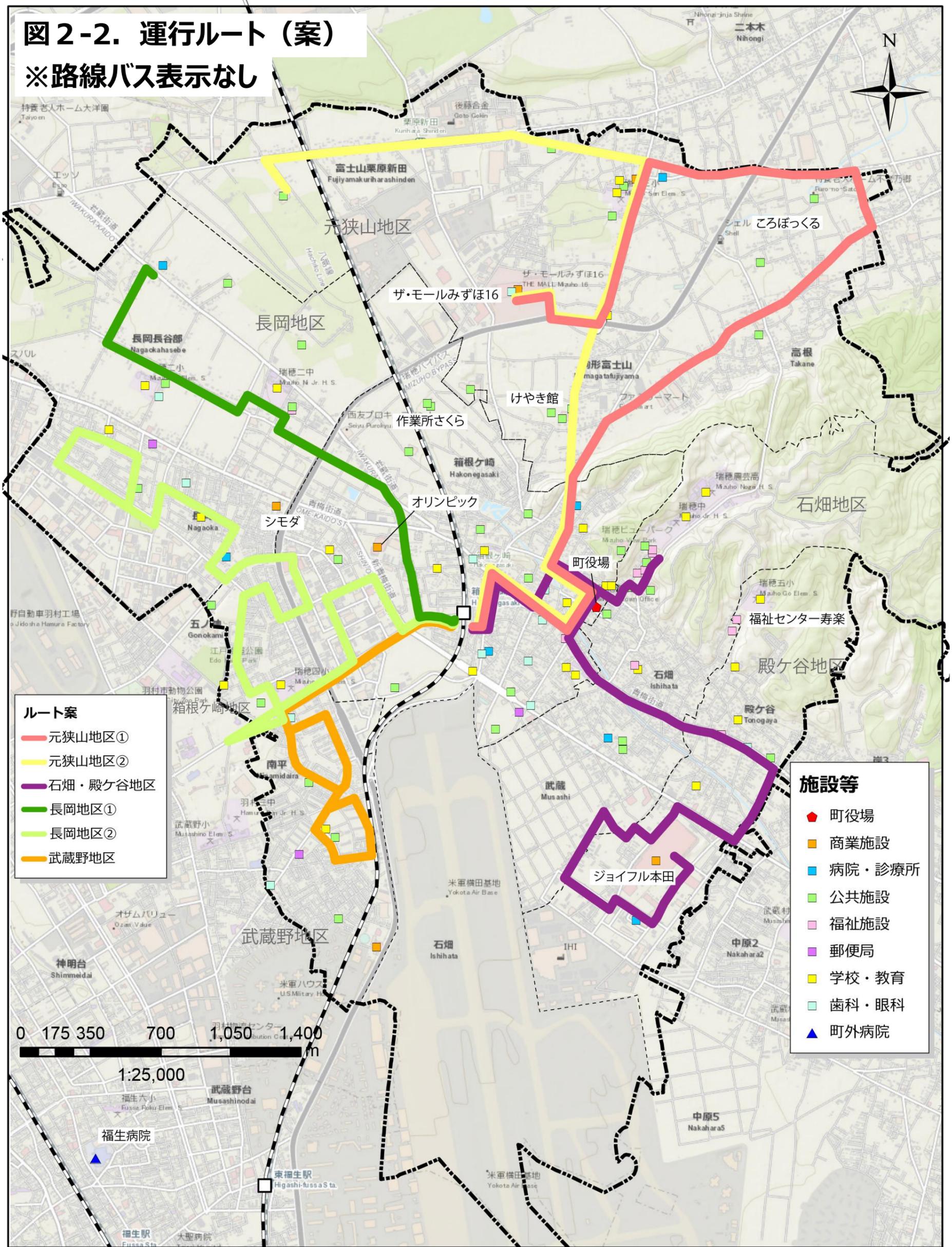


図2-2. 運行ルート(案)

※路線バス表示なし



- ルート案**
- 元狭山地区①
 - 元狭山地区②
 - 石畑・殿ヶ谷地区
 - 長岡地区①
 - 長岡地区②
 - 武蔵野地区

- 施設等**
- 町役場
 - 商業施設
 - 病院・診療所
 - 公共施設
 - 福祉施設
 - 郵便局
 - 学校・教育
 - 歯科・眼科
 - 町外病院

0 175 350 700 1,050 1,400 m

1:25,000

新型コロナウイルス感染症に関する町の事業について

新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受けた町民及び町内中小企業等への支援事業と感染拡大防止に関する事業について、町独自及び国や東京都の事業に関連して実施した内容を報告します。なお、町独自の各種支援事業の財源については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金などを充当する予定です。

1 町民及び事業所等への支援事業

(1) 町民の生活への支援 ①町独自の支援

- | |
|--|
| <p>ア 瑞穂町緊急支援給付金事業（新型コロナウイルス感染症が理由で失業した高齢者・ひとり親・障がい者等・学生世帯への特別給付）
 内 容 失業によって経済困難となった世帯を対象に現金を給付
 給付額 給付額申請者に10万円 申請者以外世帯全員1人当たり1万円給付
 期 間 令和2年6月8日から7月31日
 実績額 390万円（36件 内訳：高齢者20、ひとり親6、障害者等9、学生1）</p> <p>イ 保育料、育成料減免
 内 容 登園自粛要請における保育料、学童育成料を減免</p> <p>ウ 証明手数料免除
 内 容 国等の給付や融資を受けるために必要な書類に係る証明手数料を免除</p> <p>エ 会計年度任用職員の雇用
 内 容 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を優先雇用</p> <p>オ 赤ちゃん応援臨時給付金事業
 内 容 特別定額給付金の基準日翌日（令和2年4月28日）から令和3年3月31日までに出生した乳児1人に5万円を臨時特別給付
 期 間 令和3年5月31日まで</p> <p>カ プレミアム付商品券事業
 内 容 新型コロナウイルス感染拡大が家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行
 13,000円分の商品券を10,000円で販売 プレミアム率30%
 期 間 令和2年11月10日から12月18日</p> <p>キ 幼児インフルエンザワクチン接種費用助成・拡充事業
 内 容 今秋以降、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行のおそれを想定し、多くの発熱性疾患を生じる可能性のある幼児期（1歳から5歳）を対象にインフルエンザ任意予防接種の費用を全額助成
 期 間 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで</p> |
|--|

(2) 町民の生活への支援 ②国・東京都の事業に関連した支援

ア 特別定額給付金（国財源）

内 容 令和2年4月27日（基準日）に住民登録がある町民1人に10万円を給付
経 過

- 5月12日 オンライン申請受付開始
- 5月18日 町内14,932世帯に申請書郵送
- 5月25日 郵送申請書の受付開始
- 5月28日 第1回目の給付金口座振込（オンライン申請分）
- 6月 2日 郵送申請分の給付金の口座振込開始
- 7月28日 未申請者に対する再通知
- 8月24日 給付金申請期限

給付結果

給付世帯件数 14,864件（実件数14,962件に対して給付率99.3%）

イ 子育て世帯への臨時特別給付金（国財源）

内 容 令和2年4月分の児童手当の受給者を対象に対象児童1人につき1万円を給付

ウ どうきょうママパパ応援事業 育児パッケージの配布（東京都財源）

内 容 妊婦の感染防止のため、衛生資材購入のための商品券（7000円分）及び検診等の移動支援（タクシーギフト券3000円分）を配布

エ 傷病手当金（国民健康保険）の支給

内 容 新型コロナウイルスに感染している方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方について、労働できなくなった日数が3日以上ある場合に支給

オ 町税の徴収猶予「特例制度」

内 容 収入が前年同期比20%以上減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間町税を猶予

カ 国民健康保険税の減免

内 容 主たる生計維持者の収入の減少が一定程度見込まれ、前年の所得などの要件に該当する場合は減免

キ 介護保険料の減免

内 容 収入の大幅な減少が見込まれる場合は減免

ク ひとり親世帯への臨時特別給付金

内 容 所得の少ないひとり親家庭への特別給付
児童扶養手当受給者、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方など
給付額 基本給付 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
追加給付 1世帯5万円（収入が大きく減少したと申し出があった方）

ケ 高齢者等インフルエンザワクチン接種費用助成事業（東京都財源）

内 容 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行のおそれを想定し、高齢者（65歳以上）及び基礎疾患のある方（60歳以上65歳未満）を対象にインフルエンザ任意予防接種の費用を全額助成

期 間 令和2年10月1日から令和3年1月31日まで

（2）町内の中小企業等への支援 ①町独自の支援

ア 瑞穂町中小企業振興資金融資あっせん事業利子補給補助金

内 容 業況が悪化している町内中小企業者に対して融資制度の利子補給を上乗せ補助

期 間 令和3年3月31日まで

イ 事業者支援相談窓口開設事業

内 容 事業者が経営、雇用及び各種補助金等申請方法など、あらゆる相談を専門性のある中小企業診断士や社会保険労務士に無料相談できる窓口を商工会内に設置

期 間 令和2年6月2日から7月31日まで

ウ 中小企業者等・農業者 事業継続支援給付金事業を実施

内 容 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月～12月の間のひと月の売り上げが前年同月比で20%以上50%未満減少しており、今後も事業継続を営む意思を有している事業者に給付（持続化給付金の対象となる方を除く）

給付額 上限20万円

対 象 令和元年12月31日以前に事業等を開始している町内に主たる事業所のある中小企業、小規模事業者、個人事業主等

令和元年12月31日以前に農業を開始している町内在住で農業収入が50万円以上の農業者

期 間 令和2年8月5日から令和3年1月29日まで

（2）町内の中小企業等への支援 ②国・東京都の事業に関連した支援

ア 法人町民税の申告期限・納付期限の延長（適宜対応）

イ 固定資産税などの軽減措置

内 容 中小事業者等が所有する事業用家屋と償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を前年同期の売り上げの減少率により2分の1またはゼロに軽減
新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加え、適用期間を2年延長

ウ 町税の徴収猶予「特例制度」

内 容 収入が前年同期比20%以上減少した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間町税を猶予

2 新型コロナウイルス感染症対策に関する町の独自事業

(1) 瑞穂町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年2月28日設置

- ① 10月15日まで51回の対策及び連絡会議を毎週開催
- ② 国・東京都の感染者情報や対応状況を確認し、町の対応について協議・報告・意思決定

(2) 国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置の間の対応

- ① 小中学校の休校や町における人が集まるイベントや事業の中止、施設の休館、貸出し休止
- ② 役場の事務所内で罹患が発生することを想定し、危機管理、業務継続の視点から4月15日から5月31日まで職員全体を2班に分けて5割の職員数での勤務。6月1日からは通常勤務

(3) 感染拡大防止対策

- ① 医療機関、保育施設、高齢者等の福祉施設等へマスク、消毒液等を配布し、支援
- ② 新型コロナウイルス感染症関係の情報を検索しやすいホームページのリニューアル
- ③ 町民からの問い合わせに対応するため、新型コロナウイルス感染症に関する相談専用の電話を開設（4月15日）。現在は国等の専門機関の相談窓口が充実したことから休止
- ④ 町で最初の感染者が発生（4月18日）したことから、町ホームページとメールで町長からのメッセージをお知らせ。以降、発生状況を鑑み、さらなる感染予防の注意喚起、罹患者やその家族の人権尊重等を町長メッセージとして呼びかけ
- ⑤ 避難所用衛生用品設置（間仕切りシステム、ガス発電機、飛沫飛散防止アクリル仕切板）
- ⑥ 町内保育施設等に対する感染症対策補助金
内 容 町内の保育施設、学童保育クラブ、幼稚園に対して感染症予防対策の物品購入等の費用を助成
保育施設 50万円×11か所×2回
学童保育クラブ 50万円×6か所×1回
幼稚園 50万円×3か所×2回

いじめ防止対策等について

1 いじめ防止基本方針策定等までの経緯

- 平成23年10月 滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺
 平成24年 7月 文部科学大臣の談話
 「子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。」
- 平成25年 2月 第2次安倍内閣
 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第1次提言）」
 「社会総がかりで、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。」



- 平成25年 文部科学省「いじめ防止対策推進法」6月公布、9月施行
 「いじめの防止等のための基本的な方針」
 10月策定



- 平成26年 6月 東京都「東京都いじめ防止対策推進条例」成立後
 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」
 「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」（7月初旬、公布・施行）



- 各区市町村「いじめ防止対策条例」（制定は任意）
 「いじめ防止基本方針」（策定は努力義務）



- 各学校（公立・私立）「いじめ防止基本方針」（策定義務）
 「いじめ防止のための対策組織」（設置義務）

2 瑞穂町教育委員会及び小・中学校の取組と現状

平成24年度

「いじめ防止担当者」の選出、「いじめ防止担当者連絡協議会」の開催（年3回）、「いじめ対策委員会」の設置（校務分掌に位置づけ）、学校サポートチームの設置

平成26年度

「瑞穂町いじめ防止基本方針」策定（平成26年9月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」設置（年3回開催、管理職、担当教員で構成）
- ▷ 「いじめ問題調査委員会」設置（重大事態発生時に立ち上げ）
- ▷ 教員研修の強化（校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議、若手教員研修等）

「学校いじめ防止基本方針」全校策定（平成26年9月～12月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」の設置（いじめの疑い、いじめ認知時に即時開催し、組織的対応について協議、対応策の決定）
- ▷ 児童、生徒対象の年3回アンケート及びスクールカウンセラー・町教育相談員による全員面接の実施
- ▷ 教員研修の強化（学期1回以上の校内研修の実施）
- ▷ 「学校いじめ防止基本方針」、いじめを許さない啓発キャンペーンを保護者・地域に周知（学校便り、学校ホームページ等）

平成29年度

平成26年度に策定した「瑞穂町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の改正

〈改正内容〉

1 学校におけるいじめ防止等に関する取組

（1）未然防止

- ▷ 年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。（教員研修の回数を設定）
- ▷ 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。（努力義務の明文化）
- ▷ 学校評価等を活用し、いじめ防止に対する取組を確認する。（学校独自の調査結果や学校評価の一項目に加える。）

（2）早期発見

- ▷ チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。（各校の取組に加え、チェックリスト様式の統一を図る）

- ▷ 児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。(教員による監視項目を追加)
 - (3) いじめへの対応
 - ▷ いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保を図る。発見から3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。(国のいじめの解消の定義との整合)
 - (4) 重大事態の対処
 - ▷ 重大事態が発生した場合には、学校は速やかに教育委員会に報告し、連携をとりながら調査等の対応を行う。教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。
 - － 重大事態の例示 －
 - 児童・生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等の重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより相当の期間(年間30日を目安とする)欠席した場合
- (町長への報告及び報告事案内容の規定と明文化)

2 教育委員会の取組

- (1) 重大事態発生時の対応
 - ▷ 学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。同時に、調査した結果は教育委員会から町長に報告する。(保護者等への情報提供と町長への報告を明文化)
 - ▷ 町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。(町長による再調査を行うことができる規定を追加)

平成30年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会条例の公布・施行(平成31年3月8日)

- ▷ 「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づき、実際に重大事態が発生した時に備えて、いじめ問題調査委員会に第三者委員会を設置した場合の、所管事項、組織、委員報酬等について定める。
- ▷ 組織
 - 学識経験者2名以内
 - 法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者4名以

内
○関係行政機関の職員 2 名以内

令和元年度

瑞穂町いじめ問題調査委員会委員委嘱

▷学識経験者 2 名、小児科医師 1 名、臨床心理士 1 名、主任児童委員 1 名の計 5 名を委嘱。

任期は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで。

3 いじめ認知件数

(単位：件)

区分	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度
小学校	33	135	63	54
中学校	34	25	18	10

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）結果

令和元年度におけるいじめの認知件数は、平成 30 年度と比較すると小学校で大幅に減少、中学校で増加に転じました。

中学校の増加で懸念される面もあるかもしれませんが、教育委員会としては増加が悪化、減少が良好と単純に捉えていません。いじめがゼロになったわけではありません。いじめはいつでもどこでも発生することを前提に、継続的・計画的な取組且つ発生時の丁寧な対応が大切だと考えています。

いじめの未然防止も含め開発的、予防的及び問題解決的アプローチを学校は続けており、教育委員会はそれを把握した上で指導・支援をしています。

放課後学習「学びのテーマパーク」について

資料 5

教育指導課資料

1 コンセプト・目標等

受け身から、主体的への転換。学習時間の増加。

2 対象

瑞穂町立学校全校 小学校は4年生以上、中学校は1・2年生
(校長の判断で、瑞穂第四小学校は3年生以上、瑞穂第二中学校は全学年)

3 内容、方法等

1 週間の振り返り学習

先生が国語や算数・数学を中心に、習得段階に応じた家庭学習を出し、児童・生徒が選択して、放課後の学校で取り組む。地域の学習支援者から支援を受ける。

4 実施開始日等

令和2年6月16日(火)以降、週1回程度実施。

5 実施状況

(1) 児童・生徒の学習への取組



児童・生徒は自分で学習内容を選択し、自主的に取り組む。一番多く取り組んでいるのは算数・数学、続いて国語(漢字)が多い。家庭学習だけではなく、自分たちでテーマを決めている児童・生徒もいる。

写真は「瑞穂第三小学校」の学びのテーマパークの様子である。本来は児童同士で教え合いも見られる場を設けることも考えられるが、現在までは個々に学習に取り組むようにしている。

(2) 全町的なイベントの実施



第1回ノートまとめコンクールを教育指導課で実施し、児童・生徒の自主的な学習を促すとともに、基礎・基本の定着だけではなく、思考力・判断力・表現力の伸長を図る。

写真は「瑞穂第四小学校」のこのノートいいね事業の掲示の様子である。丁寧にまとめられたノートが廊下に掲示されており、自主学習の成果を認める取組が推進されている。

(3) 生徒のニーズに合わせた運営

実施形態は学校ごとに配置している地域コーディネーターにより特色が出ている。学習する基本は変わらないが、生徒のニーズに合わせた取組も行われている。

写真は「瑞穂中学校」のテーマ別の学習の取組みである。事前に生徒にアンケートを実施し、自分はどのような学習がしたいかを明らかにし、「学びのテーマパーク」の後半部分で、教室を移動し、「自習」「教科」「発展(ミステリー)」とテーマを分けて実施している。



6 児童・生徒が主体的に学習するための取組の工夫

(1) 学びのテーマパーク図を活用した児童・生徒の学習意欲の向上

放課後学習「学びのテーマパーク」では、学習するだけではなく、「どのようなことを学習するのか」「興味があることは何か」なお、児童・生徒が学びたいことを明らかにする取組が必要である。そのために、学びのテーマパーク図(裏面・小学校は左上、中学校は右上)を示し、順番を示し、学習意欲を高めるようにしている。

(2) 瑞穂町ノートまとめコンクールの実施

瑞穂町ノートまとめコンクール(第1回は令和2年8月に実施)に、218名の児童が応募した。審査のポイントは「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力等」の3点に定め、今、児童・生徒に求められている3つの資質・能力に基づいている。

裏面下は最優秀作品の抜粋であり、裏面左下の4年生はふるさと教育「みずほ学」に関連させて、東京狭山茶についてまとめた。裏面右下の6年生は社会の学習で学んだことと算数の学習で学んだグラフを関連させてノートにまとめた。今後の、作品の中から町全体で問題を出し合うイベントを企画し、児童・生徒の学習意欲を更に高めていく。

(3) ICTの活用(予定)

今後イベントを実施する際には、ICTを活用した取組を検討している。

現在まで、放課後学習「学びのテーマパーク」に関する内容を動画配信サイトで配信してきた。上記の瑞穂町ノートまとめコンクールの最優秀・優秀作品の紹介も町ホームページから見ることができる。

今後は、学校に配備されるタブレット端末を使って、児童・生徒同士がオンラインで関わる取組を考えている。授業だけではなく、放課後学習「学びのテーマパーク」においてもICTを活用し、児童・生徒の学習意欲だけではなく、ICT活用能力の伸長を図り、みらいにずっとほこれるまちに参画できる人材を育成する。

瑞穂町 学びのテーマパーク パーク図

瑞穂町 中学生版 学びのテーマパーク パーク案内図



クリアしたら、スタンプを押します。1から4まで集めれば、ポストが出現します。

学校 年組 氏名



課題解決したらスタンプを押します。1から4まで集めれば、ラストステージに挑戦することができます。

中学校 年組 氏名

小学校 テーマパーク図

中学校 テーマパーク図

東京狭山茶

瑞穂第一小学校 4年生 飯島柚璃

学校のじゅぎょうで分かったことをまとめて、狭山茶のれきしについて調べた。

じゅぎょうで分かったこと

狭山茶は、みずほ町や入間市などでさかんに作られている。色は静岡、香りは宇治、味は狭山。全国できに有名。江戸時代から作られている。

学んで伝えたいこと

〈狭山茶のいいところ〉

味と香りと色がよい。しょに味わえる。

体にいいせいがんが入っている。

も。と調べてみたいこと

〈狭山茶のれきし〉

かまくら時代に全国に広がった。都幾川町にある慈光院が狭山茶発祥の地。

お茶好きで知られた徳川家康の

好のみに合わせて、火入れの強い物... 狭山茶の人気の人々に広がった。

戦国時代には狭山茶は作られなかった。江戸時代に(入間・みずほ・村山・青梅)などに自生して残っていた茶の木を使て、手もみ茶を作り、江戸の海苔・茶をあつが。ていた

〈山本山〉にて販売した。

自治体	面積	茶栽培面積	割合
瑞穂町	3.5	3.0	85.7%
入間市	1.0	0.5	50%
村山町	0.5	0.2	40%
みずほ町	0.5	0.1	20%
青梅市	0.5	0.1	20%

自治体面積に対する茶栽培面積の割合(東京都内の上位5自治体)のグラフ

瑞穂町が一番多いことが分かる。

～日本の未来と選挙について～

瑞穂第二小 6年生 清水美玖

学校の社会の時間で、選挙のことか。と知りました。たのて書き

予想

選挙をやる人は、だんだん減っていると思っていて、0～40オの人も減っていると思います。

気づいたこと

年代別投票率の変化 (衆議院議員総選挙)

年	投票率
1967	70.2%
1972	70.2%
1977	69.2%
1980	69.2%
1983	69.2%
1990	69.2%
1996	69.2%
2000	69.2%
2003	69.2%
2007	69.2%
2012	69.2%
2017	69.2%

投票率は、1990年ごろから全体的に下がっている。

投票率を年代別に見ると、60オが最も高く、20オが最も低

～政治に使われるお金～

国の収入(2018年度)

税金	97.7兆円
国債	10.6兆円
地方債	12.5兆円
消費増税	18.0兆円
戸所得増税	9.9兆円

国民の生活を支える国の政治には、主に国民の納める消費税などの税金が使われている。ほとんどが税金のお金。

国の支出(2018年度)

社会保障	33.7兆円
教育	6.5兆円
防衛	5.3兆円
国債	23.8兆円
地方債	18.9兆円
公営事業	9.7兆円

ほとんどが、社会保障に使われていた。

私たちの教育も入っていて、いつも政治が手伝、てくれて

ふり返り

選挙は、政治にも関係していったことがわが、て、私も選挙をやりたい

小学校4年生の最優秀作品

小学校6年生の最優秀作品

生涯学習推進計画の第2次計画の策定について

担当	教育部 社会教育課
1 計画の目的	
	<p>町民のだれもが、生涯のいつでも、自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指すものです。</p>
2 1次計画の内容	
	<p>第4次瑞穂町長期総合計画を上位計画とし、その基本理念である「自立と協働」を念頭に、基本目標である「一人ひとりが輝くみずほ」を具体化するために策定した個別計画です。平成23年3月に策定し、計画期間は平成23年度から平成32年度（令和2年度）の10年間です。</p> <p>計画の構成は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 計画の基本的な考え方 ・第2章 生涯学習の背景と取組 ・第3章 生涯学習推進施策の体系 ・第4章 学習支援施策の方向 ・第5章 生涯学習推進
3 2次計画策定の概要	
	<p>第1次計画の計画期間が平成32年度（令和2年度）で満了となるため、第2次計画を策定するものです。第1次計画の成果を点検・評価すると共に、その後の社会的状況や町民生活の変化、新たに生じた課題やニーズ等に柔軟に対応し、図書館改修工事基本計画を盛り込んだ計画を策定する方針です。</p> <p>第5次長期総合計画を上位計画とするため策定期間等調整を図り、現時点での計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする予定です。</p>
4 策定までの予定	
	<p>9月 「瑞穂町生涯学習推進計画策定委員会要綱」の策定及び策定委員会の設置</p> <p>10月 第1回策定委員会の開催 第1次計画の点検・評価、社会的動向や課題の整理、関係各課への意見聴取、社会教育委員の会議での意見聴取、策定案の作成等</p> <p>11月 第2回策定委員会の開催</p> <p>12月 策定委員会、社会教育委員の会議等の意見を反映した案の更新</p> <p>1月 パブリックコメントの実施</p> <p>2月 パブリックコメント、社会教育委員の会議等の意見を反映した案の更新 第3回策定委員会開催（案の承認・確定）</p> <p>3月 決裁、計画印刷</p>

瑞穂町の教育に関する大綱

平成 28 年 4 月
瑞 穂 町

瑞穂町の教育に関する大綱の策定にあたって

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行されました。

改正法の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携強化を図ることです。

また、すべての地方公共団体において総合教育会議を設置し、将来の教育行政の方針である教育に関する大綱を策定することが義務づけられました。

ここに、第4次瑞穂町長期総合計画で謳う

みらいに ずっと ほこれるまち

潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

の実現に向けて、瑞穂町の教育に関する大綱を策定いたしました。

平成28年4月

瑞穂町長 **石塚 幸右衛門**

瑞穂町の教育に関する大綱

次代を担う子どもたちが心豊かに育つことは、地域社会の宝となります。学校、家庭、地域が一体となって、青少年を育てる環境づくり、また、だれもが自己目標の実現をはかることのできるよう、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習の環境づくりにつとめ、一人ひとりが生涯輝くことのできるまちづくりを進めるため、3つの方針を掲げて教育を推進します。

- 1 互いの人格を尊重し 思いやりと規範意識のあるひと
- 1 社会の一員として 社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 1 自ら学び考え行動する 個性と創造力豊かなひと

また、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが対等な関係で自らの役割と責任を分担するとともに、情報を共有し、連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

1 瑞穂町の教育に関する大綱の位置づけ

将来都市像

みらいにずっとほこれるまち 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして

長期総合計画

基本構想
基本計画

- 第1章 健康で元気なみずほ
- 第2章 一人ひとりが輝くみずほ

瑞穂町の教育に関する大綱

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

- 第3章 魅力ある温かいみずほ
- 第4章 安全安心やさしいみずほ
- 第5章 快適で美しいみずほ

総合教育会議

教育目標

めざす教育

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

基本方針

- 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成
- 2 確かな学力の育成と個性や創造力の伸長
- 3 安全な学校と信頼される教育の確立
- 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

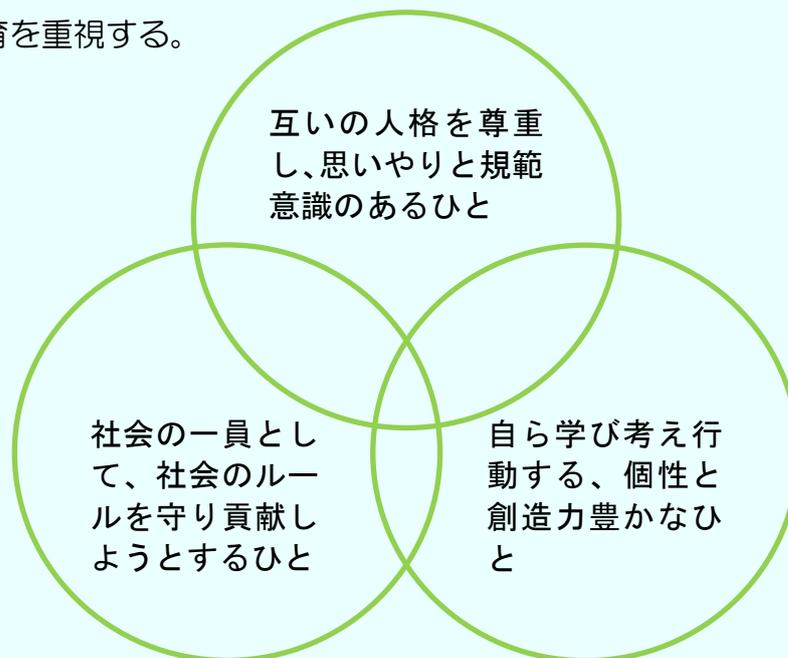
瑞穂町教育委員会 教育目標と基本方針

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校、家庭、地域との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進する。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

の育成に向けた教育を重視する。



また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる生涯学習社会の実現を図る。

そして、教育は、学校、家庭、地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指す。

瑞穂町教育委員会は、このような考え方に立って、「**みらいにずっとほこれるまち** 潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」（第4次瑞穂町長期総合計画の将来都市像／計画期間：平成23年度～平成32年度）の実現に向けて、積極的に教育行政を推進する。

基本方針

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

人権尊重と社会貢献の精神の育成 《基本方針 1》

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

確かな学力の育成と個性や創造力の伸長 《基本方針 2》

《基本方針 3》

安全な学校と信頼される教育の確立

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

《基本方針 4》

生涯学習の推進と施設・環境の整備

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。